

令和7年第3回長南町議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年9月3日（水曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について（委員長報告）
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 承認第1号 専決処分の承認を求ることについて
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 6 認定第1号 令和6年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第2号 令和6年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第3号 令和6年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第4号 令和6年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第5号 令和6年度長南町笠森靈園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第6号 令和6年度長南町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第12 認定第7号 令和6年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第13 議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第2号 長南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第3号 令和7年度長南町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第4号 令和7年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第5号 損害賠償額の決定及び和解することについて
- 日程第18 議案第6号 教育委員会委員の任命につき同意を求ることについて
- 日程第19 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	安 部 潤 一	2番	太 田 久 之
3番	鈴 木 ゆ き こ	4番	河 野 康 二 郎
5番	岩 瀬 康 陽	6番	御 園 生 明
7番	松 野 唱 平	8番	大 倉 正 幸
9番	森 川 剛 典	10番	加 藤 喜 男

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 野 貞 夫	副 町 長	佐 久 間 靜 夫
教 育 長	糸 井 仁 志	総 務 課 長	河 野 勉
企 画 財 政 課 長	江 澤 卓 哉	企 画 財 政 課 主 幹	小 澤 元 晴
税 務 住 民 課 長	松 崎 文 昭	福 祉 課 長	山 本 和 人
健 康 保 険 課 長	長 谷 英 樹	生 活 環 境 課 長	三 上 達 也
産 業 振 興 課 長	石 川 和 良	建 設 課 長	高 徳 一 博
ガ ス 課 長	金 坂 美 智 子	教 育 課 長	三 ツ 本 勝
教 育 課 主 幹	山 口 重 之		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	今 井 隆 幸	書 記	山 本 裕 喜
書 記	荒 井 廉		

○議長（松野唱平） 皆さん、おはようございます。

本日は公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

平野町長。

[町長 平野貞夫登壇]

○町長（平野貞夫） おはようございます。

本日は、令和7年第3回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には公私ともにご多用の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、原油価格や物価の高騰が続いておりますが、町民の皆様の家計を少しでも支援できるように、6回目の長南町地域応援券を9月下旬から世帯主の方に送付させていただきます。お手元に届き次第ご利用できますので、町内の商店での買物にご利用いただければと思っています。

また、8月4日には、熊谷知事が視察のため笠森観音と役場庁舎を訪れました。笠森観音では、町が取得した旧笠森ドライブイン用地を活用し、観光施策のさらなる推進に取り組んでいくことをお伝えいたしました。

また、その後、長生地域振興事務所で行われた意見交換会では、県管理となる二級河川三途川について、上流部は現在進めている河川整備の区域外となります。県において倒竹木の除去を行い、円滑な流水が確保されるよう要望したところであります。

本定例会でございますが、専決処分に係ります承認1件、決算認定7件、条例議案2件、補正予算2件、損害賠償額の決定及び和解1件、人事案件1件の14件を提案させていただいております。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（松野唱平） ただいまから令和7年第3回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時02分）

◎開議の宣告

○議長（松野唱平） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平） 本日の日程は、お手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

9番 森川 議員

10番 加 藤 議員
を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

御園生議会運営委員長。

〔議会運営委員長 御園生 明登壇〕

○議会運営委員長（御園生 明） ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る8月22日に委員会を開催し、令和7年第3回定例会の議会運営について協議、検討をいたしました。

本定例会に付議される事件は、専決処分の承認1件、各会計決算認定7件、条例の一部改正2件、補正予算2件、損害賠償額の決定及び和解1件、教育委員会委員の任命同意1件の計14議案が議題とされて予定されております。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日3日から10日までの8日間とすることに決定いたしました。

また、一般質問は5人の議員が行うことになっており、質問順位1番から2番までを本日3日に行い、質問順位3番から5番までを4日に行うことといたしました。

なお、本定例会に提案されております令和6年度決算認定の全ての会計については、内容が極めて複雑多岐にわたるものであり、詳細に審査する必要があることから、議長を除く9名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました令和7年第3回長南町議会定例会の日程概要のとおりです。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松野唱平） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松野唱平） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日9月3日から10日までの8日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日9月3日から10日までの8日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案14件の送付があり、これを受理しましたので報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり、出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告のありました令和7年5月分、6月分、7月分の例月出納検査結果、次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、町長から報告のありました令和6年度決算の健全化判断比率及び資金不足比率、次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会教育長から報告のありました教育委員会の点検評価報告書、次に、議長等が出席した主な会議報告として、長生郡市広域市町村圏組合議会報告については、お手元に配付した印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎承認第1号、認定第1号～認定第7号、議案第1号～議案第6号の上程、説明

○議長（松野唱平）　日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めるについてから、日程第18、議案第6号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平野町長。

〔町長　平野貞夫登壇〕

○町長（平野貞夫）　承認第1号から議案第6号までの議案について、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めるについてでございますが、本案は、国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和7年6月4日に公布され、同日施行されたことに伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものと認め、本年6月30日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるようとするものでございます。

次に、認定第1号 令和6年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は62億9,818万4,111円、歳出総額は58億1,072万6,317円で、前年度に比べ、歳入歳出とともに5%程度の増となりました。主な要因として、令和5年9月の豪雨災害に係る災害復旧事業を令和6年度に繰り越したことによるものであります。歳入歳出差引額は4億8,745万7,794円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は2億8,033万9,246円となりました。

次に、認定第2号 令和6年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は9億9,203万8,544円となり、前年度比10.0%の減となりました。歳出総額は9億7,573万1,498円となり、前年度比8.3%の減となりました。歳入歳出差引額は1,630万7,046円でございます。

次に、認定第3号 令和6年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は1億6,037万3,219円となり、前年度比17.8%の増となりました。歳出総額は1億5,799万6,661円となり、前年度比17.7%の増となりました。歳入歳出差引額は237万6,558円でございます。

次に、認定第4号 令和6年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は11億1,696万909円となり、前年度比1.0%減となりました。歳出総額は10億7,609万2,632円となり、前年度比1.5%の減となりました。歳入歳出差引額は4,086万8,277円でございます。

次に、認定第5号 令和6年度長南町笠森靈園事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は7,823万1,852円となり、前年度比0.8%の減となりました。歳出総額は6,860万5,146円となり、前年度比5.6%増となりました。歳入歳出差引額は962万6,706円でございます。

次に、認定第6号 令和6年度長南町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定についてでございますが、本会計は令和6年度から企業会計に移行し、収益的収支において下水道事業収益は2億6,518万7,560円、下水道事業費用は2億5,443万6,052円となり、1,075万1,508円の純利益となりました。当年度未処分利益剰余金は同額となり、未処分利益剰余金として次年度に繰越しさせていただきます。

次に、認定第7号 令和6年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定についてでございます。収益的収支におきまして、ガス事業収益は6億1,778万3,367円、ガス事業費用は5億9,364万1,737円となり、2,414万1,630円の純利益となりました。前年度繰越利益剰余金228万3,734円と合わせました当年度未処分利益剰余金は2,642万5,364円となり、利益の処分といたしまして2,000万円を積み立て、642万5,364円を次年度への未処分利益剰余金とさせていただくものでございます。

続きまして、議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児を行う職員の仕事と家庭の両立支援の拡充及び部分休業制度の拡大がされることから、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第2号 長南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化を図るため、公費医療費助成の資格確認のオンライン化の事務を追加し、本町においてもPMHへ対象者の個人番号を含む情報のひもづけを行い、利便性の向上を図るため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号 令和7年度長南町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、本補正予算の主な内容は、職員給料等の格付誤りに係る損害賠償金の追加、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した不足給付金及び燃えるごみ専用袋配付事業の追加、旧笠森ドライブイン解体工事の追加をするもので、歳入歳出予算それぞれに1億3,455万円を追加し、予算の総額を49億3,698万円にしようとするものでございます。

次に、議案第4号 令和7年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、前年度に超過交付を受けた支払基金交付金の返還及び一般会計への繰出金でございまして、歳入歳出それぞれに1,149万2,000円を追加し、予算の総額を11億2,249万2,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第5号 損害賠償額の決定及び和解することについてでございますが、本案は、職員の昇格時の給料について、本来当てるべき号給よりも低く格付したことにより損害を与えたことによる賠償額を決定し、

和解をすることについて、議会の議決を求めるようとするものでございます。

次に、議案第6号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてでございますが、現教育委員の金木武信氏が本年9月30日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、承認第1号から議案第6号までの提案理由を申し上げましたが、詳細についてはそれぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで提案理由の説明は終わりました。

次に、承認第1号の内容の説明を求めます。

河野総務課長。

〔総務課長 河野 勉登壇〕

○総務課長（河野 勉） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めるにつきまして、ご説明申し上げます。

お手元の議案書1ページをお開きいただきたいと存じます。

承認第1号 専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和7年9月3日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき急施を要するものと認め専決処分する。

令和7年6月30日、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書及び参考資料を中心に説明をさせていただきます。

議案書の3ページ及び参考資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。

参考資料1の改正の趣旨でございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和7年6月4日に公布され、同日施行されたことに伴いまして、近年における物価の変動、選挙等の執行状況を踏まえ、立会人等の費用弁償額が引き上げられたことにより、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

2の改正の内容でございますが、2ページの新旧対照表も併せてご覧ください。

別表第1の選挙長等に係る報酬の額が変更となっております。

選挙長が、日額一万800円を1万2,200円に、投票所の投票管理者、日額1万2,800円を1万4,500円に、期日前投票所の投票管理者、日額1万1,300円を1万2,800円に、投票管理者、日額1万800円を1万2,200円に、投票立会人、日額8,900円を1万100円に、投票所の投票立会人、日額1万900円を1万2,400円に、期日前投票所の投票立会人、日額9,600円を日額1万900円に、開票立会人、日額8,900円を日額1万100円に、それぞれ改正をされております。

次に、施行期日でございますが、公布の日から施行させていただくものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、承認第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで承認第1号の内容の説明は終わりました。

次に、認定第1号の内容の説明を求めます。

江澤企画財政課長。

〔企画財政課長 江澤卓哉登壇〕

○企画財政課長（江澤卓哉） それでは、認定第1号 令和6年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についての内容の説明についてご説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

認定第1号 令和6年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度長南町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出、長南町長、平野貞夫。

早速ではございますが、別冊の令和6年度長南町歳入歳出決算書に基づきまして、主な内容についてご説明申し上げます。

事項別明細書の歳入からご説明させていただきます。

38ページをお開き願います。

まず、1款の町税では、収入済額は前年度比3,794万円余り増の11億8,112万2,916円でございました。主な増額要因といたしましては、償却資産の増に伴う固定資産税の増によるものでございます。また、不納欠損額は524万8,578円、収入未済額は5,035万2,991円でございました。

1項町民税では、前年度比1,108万円余り減の3億6,019万5,611円でございました。内容といたしまして、1目個人町民税では、定額減税の実施により、前年度比2,515万円余り減の2億8,039万6,711円、2目法人町民税では、前年度比1,407万円余り増の7,979万8,900円でございました。また、2項固定資産税は前年度比5,026万円余り増の7億2,847万8,952円でございました。さらに、第3項軽自動車税3,527万5,411円、4項町たばこ税4,774万342円、5項鉱産税943万2,600円の収入がそれぞれございました。

2款地方譲与税でございます。

40ページをお開き願います。

1項地方揮発油譲与税2,099万7,000円、2項自動車重量譲与税6,426万円、3項森林環境譲与税444万4,000円、計8,970万1,000円の譲与がございました。前年度比60万円余り増でございます。

3款利子割交付金は42万4,000円。

4款配当割交付金713万2,000円。

5款株式譲渡所得割交付金は1,066万1,000円。

42ページになりますが、6款法人事業税交付金は2,064万9,000円の交付がございました。

7款地方消費税交付金は、前年度比597万円余り増の1億9,264万5,000円。

8款ゴルフ場利用税交付金は前年度比113万円余り増の1億1,117万7,444円が交付されました。

44ページをお開き願います。

9款環境性能割交付金は、前年度比277万円余り増の1,756万7,000円。

10款1項地方特例交付金は、個人住民税定額減税に伴う減収補填特例交付金の交付により、前年度比2,949万円余り増の3,214万5,000円が交付されました。

2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、前年度比47万円余り減の157万3,000円が交付されました。

46ページをお開き願います。

11款地方交付税でございますが、普通交付税、特別交付税合わせまして、前年度比1,357万円余り減の18億7,930万6,000円の交付がございました。

減の主な要因は、特別交付税において、現年災として災害復旧に係る項目の算定が前年度はされておりましたが、これが皆減となったことに伴うものでございます。

12款交通安全対策特別交付金は163万円の交付がございました。

13款分担金及び負担金は、前年度比2,169万円余り増の4,879万4,290円でございました。

増の主な要因につきましては、48ページをお開き願います。2項負担金、2目土木費負担金、1節土木費負担金において、舗装復旧工事負担金が前年度比1,454万円余り増の3,184万5,000円の収入となったことによるものでございます。

14款使用料及び手数料は、前年度比194万円余り減の6,588万8,072円でございました。

50ページをお開き願います。

15款国庫支出金でございますが、前年度比2億8,859万円余り増の6億8,455万9,407円であり、収入未済額は7,559万8,254円でございました。

1項国庫負担金は、前年度比1億2,577万円余り増の3億1,749万5,189円となりました。

52ページとなりますが、3目土木費国庫負担金は、前年度から皆増の1億2,080万3,000円となりました。公共土木施設災害復旧費について、繰越明許費により前年度から繰越しを行い、収入となったものでございます。

2項国庫補助金は、前年度比1億6,312万円余り増の3億6,542万2,400円となりました。

1目総務費国庫補助金で、55ページとなりますが、自治体情報システムの標準化、共通化に係る対応経費補助金として、デジタル基盤改革補助金5,388万1,000円を収入したこと、また、4目農林水産業費国庫補助金で、56ページとなりますが、2節農林施設災害復旧費補助金において、農地農業用施設災害復旧事業補助金過年度分7,752万2,000円を収入したこと、また、5目土木費国庫補助金が社会資本整備総合交付金などの増により、前年度比4,143万円余り増の6,222万6,000円を収入したこと、これらが増の主な要因となります。

なお、各目の収入未済額は、繰越明許費により翌年度へ繰越しを行ったことなどにより未収入となったものでございます。

3項委託金は、164万1,818円を収入いたしました。

58ページをお開き願います。

16款県支出金でございますが、前年度比539万円余り減の4億1,305万3,783円でございました。

1項県負担金は、前年度比1,272万円余り減の3億911万8,936円となりました。減の主な要因は、1目民生費県負担金で、前年度は令和5年台風第13号に伴う災害に係る災害救助法の適用により、住宅の応急修理などに対し1,539万円余りの収入がございましたが、これが皆減となったことによるものでございます。

60ページをお開き願います。

2項県補助金は前年度比922万円余り減の7,392万6,088円となりました。

62ページをお開き願います。

3項委託金は、前年度比1,655万円余り増の3,000万8,759円となりました。増の主な要因は、1目総務費委託金で、64ページとなります。5節選挙費委託金で、千葉県知事選挙及び衆議院議員選挙に係る委託金、計1,388万9,957円を収入したことによるものでございます。

17款財産収入は267万9,741円の収入がございました。

18款寄附金は、前年度比710万円余り増の4,962万6,652円となっております。内訳といたしまして、1目一般寄附金は、前年度比344万円余り増の905万2,652円を収入し、66ページとなります。2目ふるさと納税寄附金は前年度比366万円余り増の4,057万4,000円の収入となりました。

次に、19款繰入金でございますが、前年度比8,985万円余り減の5億1,153万6,919円となってございます。

1目財政調整基金繰入金では、前年度比2億8,273万円余り減の2億3,000万円を繰り入れました。減の主な要因といたしましては、前年度は台風第13号被害に係る災害復旧事業に充てるため繰入れを行いましたが、今年度は、この内容が皆減となったことによるものでございます。

4目ふるさと創生基金繰入金2,961万5,000円及び5目企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金100万円については、各基金に積み立てられたふるさと納税及び企業版ふるさと納税を、寄附者の方のご希望に沿った事業に充てるため繰り入れたものでございます。

また、68ページとなります。8目公共施設等整備基金繰入金では、前年度比1億6,731万円余り増の1億9,031万6,900円を繰り入れました。増の要因といたしまして、庁舎周辺整備工事等に要する経費に充てるため繰入れを行ったことによるものでございます。

70ページをお開き願います。

20款繰越金は、前年度比7,620万円余り増の4億6,858万467円となりました。事業充当されない決算剰余金である前年度繰越金は、前年度比1億4,964万円余り減の1億2,848万612円、繰越事業の財源として充当される前年度繰越金のうち繰越明許費分は、前年度比2億2,606万円余り増の3億4,009万9,855円となりました。

次に、21款諸収入でございますが、前年度比6,361万円余り増の1億4,183万1,420円となっております。増の主な要因といたしましては、72ページになりますが、4項雑入、1目雑入で農地農業用施設災害復旧事業補助金過年度分3,731万1,000円を収入したことなどによるものでございます。

また、同目の収入未済額29万7,605円につきましては、給食費無償化以前の滞納繰越分の学校給食費負担金の未納によるものでございます。

74ページをお開き願います。

22款町債は、前年度比1億2,330万円減の3億6,590万円でございます。減の要因といたしまして、前年度は

過疎対策事業債で有線共聴施設光化改修事業として1億7,900万円の借入れがございましたが、これが皆減となつたことによるものでございます。

各目の主な内容といたしましては、1目総務債、1節公共施設等適正管理推進事業債で、市町村役場緊急保全事業として、庁舎周辺整備工事に充てるため、前年度ほぼ同額の9,000万円を借り入れました。

2目土木債では、2節緊急浚渫推進事業債で、準用河川長南川の竹木伐採等の河川維持事業に充てるため、4,810万円を借り入れました。

4節過疎対策事業で、町道利根里線道路改良工事ほか、道路橋梁の新設改良工事事業に充てるため、7,190万円を借り入れました。

4目災害復旧債では6,410万円を借り入れました。内訳といたしましては、76ページになりますが、令和5年台風第13号被害に係る農林施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業及び災害廃棄物処理事業を前年度から繰越しして実施したものに対する借入れでございます。

以上、予算現額64億6,326万109円、調定額66億731万3,039円、収入済額62億9,818万4,111円、収入未済額3億388万350円の歳入の内容でございます。

続きまして、歳出についてのご説明を申し上げます。

78ページをお開き願います。

まず、1款議会費は6,130万1,720円の支出でございました。

2款総務費は11億1,078万3,654円の支出でございました。

1項総務管理費は9億4,749万1,438円の支出でございましたが、主な内容といたしまして、1目一般管理費では、職員人件費、宿日直業務委託料、総合事務組合負担金などをはじめとする管理費用について、3億9,407万5,671円の支出をいたしました。

82ページをお開き願います。

2目文書広報費から、4目会計管理費までは前年度と同様の支出でございました。

5目財産管理費では、庁舎等施設の水道光熱費及び管理委託料、LAN、LGWAN等の通信回線に関する保守委託料及び機器リース料並びに自治体情報システム標準化等委託料及び保健センターLED照明工事などについて、1億9,233万889円の支出をいたしました。繰越明許費2,145万円につきましては、保健センター屋上防水工事を翌年度に繰越ししたものでございます。

88ページをお開き願います。

6目企画費では1,877万283円の支出をいたしました。ふるさと納税業務委託料、路線バス運行補助金などが主な支出内容でございますが、総合計画後期基本計画総合戦略策定業務委託料291万7,000円につきましては、継続費遅次繰越により、翌年度へ繰越しをいたしました。

8目地域振興費では1,107万3,442円の支出をいたしました。合併70周年記念として実施したフェスティバルの会場設営委託料、直売所交流施設基本計画策定業務委託料などが主な支出内容でございます。

90ページをお開き願います。

9目防災対策費から、92ページになりますが、11目有線共聴施設管理事業費までは、おおむね前年度と同様の内容でございます。

94ページをお開き願います。

12目過疎対策費では3,696万4,601円の支出をいたしました。新公共交通運行システム業務委託料、若者定住及び3世代同居促進奨励金、地域おこし協力隊に係る費用などが支出の主な内容でございます。

13目庁舎建設事業費では1億7,428万8,888円の支出をいたしました。庁舎周辺整備事業等に係る費用として、12節委託料で539万9,900円、97ページとなりますが、14節工事請負費で1億6,687万円を支出いたしました。また、本目で、附属棟改修庁舎周辺整備事業に係る6,618万1,000円については、繰越明許費により翌年度へ繰越しを行ったものでございます。

14目合併70周年記念事業費では744万1,676円の支出をいたしました。町合併70周年記念式典の実施、記念動画の制作及び記念品の作成に係る費用が主な支出内容でございます。

2項徴税費では8,183万5,691円の支出がございました。

98ページをお開き願います。

3項戸籍住民基本台帳費ですが、4,942万4,314円の支出がございました。戸籍の振り仮名通知書作成事業につきましては、繰越明許費により275万3,048円を翌年度へ繰越しを行ったものでございます。

100ページをお開き願います。

4項選挙費ですが、2,545万8,839円の支出がございました。主な内訳といたしまして、102ページになりますが、3目千葉県知事選挙費で583万6,685円、4目衆議院議員選挙費で1,226万7,083円の支出がございました。

104ページをお開き願います。

5項統計調査費では587万6,272円の支出がございました。

6項監査委員費では69万6,600円の支出がございました。

3款民生費でございます。11億8,134万6,819円の支出でございました。

1項社会福祉費は9億899万2,400円の支出でございましたが、106ページをお開き願います。1目社会福祉総務費は7億1,227万160円の支出となり、主な内容といたしましては、107ページの18節負担金補助及び交付金において、国の経済対策で実施した給付金がございますが、109ページをご覧ください。前年度からの繰越事業として実施した令和5年度住民税均等割のみ課税世帯を対象とした電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金2,395万円、また、令和6年度、新たに住民税非課税または均等割のみ課税となった世帯を対象とした物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金低所得者支援給付金1,160万円、所得税及び住民税の定額減税に対し定額減税し切れないと見込まれる方を対象とした物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金定額減税給付金5,543万円をそれぞれ支出いたしたところでございます。

また、同目において、令和6年度住民税均等割非課税世帯を対象とした物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金給付事業3,012万円は、繰越明許費により翌年度へ繰越しをしたものでございます。

また、19節扶助費で障害者関連経費として2億8,737万2,532円を、111ページになりますが、27節繰出金で特別会計への繰出金として2億5,009万8,478円を支出いたしました。

左側のページとなる110ページをご覧いただきたいと存じます。

2目老人福祉費から、112ページになりますが、6目後期高齢者医療費までは、おおむね前年度に準じた支出内容となってございます。

2項児童福祉費は2億7,235万4,406円の支出がございました。

1目児童福祉総務費では3,872万7,536円の支出をいたしました。児童クラブ、子育て交流館及び子ども・子育て支援事業計画策定に係る費用などが主な支出内容でございます。

116ページをお開き願います。

2目児童措置費、3目児童福祉施設費については、前年度に準じた支出内容となつてございます。

118ページをお開き願います。

4款衛生費でございます。4億458万6,833円の支出がございました。

1項保健衛生費は3億1,818万3,407円の支出をいたしました。

1目保健衛生総務費では、広域市町村圏組合への各種負担金など1億7,259万4,455円を支出いたしました。

120ページになりますが、2目予防費はおおむね前年度と同様の内容でございます。

3目母子保健費で3,046万4,124円を支出いたしました。主な内容といたしましては、出産・子育て支援事業並びに子ども医療費及び高校生等医療費助成事業に要する費用でございます。また、妊婦のための支援給付事業につきましては、繰越明許費により64万9,000円を翌年度へ繰越ししたものでございます。

122ページをご覧ください。

4目健康推進費から、124ページとなりますが、5目環境衛生費までは、おおむね前年度と同様の内容となつてございます。

次に、2項清掃費では8,640万3,426円の支出をいたしました。主な内容といたしましては、広域市町村圏組合への負担金でございます。

126ページをお開き願います。

5款農林水産業費でございます。2億7,800万9,392円の支出がございました。

1項農業費では2億7,101万2,157円の支出をいたしました。

1目農業委員会費から2目農業総務費までは、おおむね前年度と同様の内容となつてございます。

128ページをお開き願います。

3目農業振興費で1億1,247万7,942円の支出をいたしました。有害鳥獣被害防止対策事業、地域農業整備事業補助金などが主な支出内容でございます。

130ページをお開き願います。

4目畜産業費は前年度と同様の内容でございます。

132ページをお開き願います。

5目ほ場整備費で6,960万9,102円を支出いたしました。多面的機能支払交付金などが主な支出内容でございます。

134ページをお開き願います。

6目農村環境改善センター費で1,911万1,737円を支出いたしました。多目的ホール床修繕工事を実施し、利用環境の改善を図ったところでございます。

2項林業費は699万7,235円を支出いたしました。

136ページをお開き願います。

6款商工費でございます。8,585万5,329円の支出がございました。

1項商工費、1目商工業振興費では5,886万6,979円の支出がございましたが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰に直面する家計の応援と町内事業者の経営支援のため、地域応援券事業を実施したところでございます。

2目観光費では2,698万8,350円の支出がございました。花火大会実行委員会補助金において70周年記念花火の補助を行ったものでございます。

138ページをお開き願います。

7款土木費でございます。6億5,963万3,293円の支出でございました。

なお、3億5,245万8,000円の繰越明許費の設定を行い、翌年度へ繰越しを行ったものでございます。

1項土木管理費では3億1,018万5,560円の支出でございました。主な内容といたしまして、140ページになりますが、2目地籍調査費では2億5,276万2,635円の支出がございましたが、前年度からの繰越事業の実施もあり、2億3,503万8,000円の繰越明許費の設定を行い、翌年度へ繰越しを行ったものでございます。

2項道路橋梁費では2億5,253万7,936円の支出でございました。

2目道路維持費から、142ページとなりますが、4目橋梁維持費において、町単独事業として、舗装修繕工事、道路維持工事及び道路改良工事などを実施し、補助事業といたしまして、町道利根里線道路改良工事、橋梁定期点検業務委託などを実施いたしました。

なお、3目道路新設改良費では、町道利根里線道路改良事業及び町道長南26号線道路改良事業について、繰越明許費により1億1,592万円を翌年度へ繰越しを行ったものでございます。

3項河川費では、7,275万3,737円を支出いたしました。準用河川長南川における竹木伐採として実施した河川維持管理委託、普通河川笠森川及び長南川で実施した河川維持工事などが主な支出内容でございます。また、県道加茂長南線排水路整備事業について、繰越明許費により150万円を翌年度へ繰越ししたものでございます。

144ページをお開き願います。

4項住宅費では155万304円を支出いたしました。

5項都市計画費では2,260万5,756円を支出いたしました。

146ページをお開き願います。

8款消防費では、1億7,436万1,000円を広域市町村圏組合への負担金として支出したところでございます。

9款教育費でございます。4億4,745万3,647円を支出いたしました。

1項教育総務費は9,222万2,400円を前年度同様に支出いたしました。

150ページをお開き願います。

2項小学校費で8,690万4,313円を支出いたしました。

152ページになりますが、2目教育振興費では7,783万8,704円を支出いたしましたが、この中で、給食費無償化に伴う給食費補助金交付事業を引き続き実施したところでございます。

154ページをお開き願います。

3項中学校費で5,507万9,826円を支出いたしました。

156ページになりますが、2目教育振興費では2,651万9,444円を支出いたしましたが、小学校費同様、給食

費無償化に伴う給食費補助金交付事業を実施したところでございます。

4項社会教育費では6,936万8,037円を支出いたしました。

160ページをお開き願います。

5項保健体育費では1億4,387万9,071円を支出いたしました。主な内容といたしまして、1目保健体育総務費で5,014万7,154円を支出いたしましたが、町スポーツ施設の管理に関しまして指定管理者制度を導入していくため、指定管理委託料を支出したところでございます。

また、162ページになりますが、2目給食施設費では9,373万2,917円を支出いたしましたが、給食調理業務を委託により実施したため、調理業務委託料を支出したところでございます。

164ページをお開き願います。

10款災害復旧費では4億3,996万1,088円の支出でございました。

1項農林水産施設災害復旧費で1億4,287万8,356円を支出いたしました。

1目農地農業用施設災害復旧費では、前年度からの繰越事業費により、令和5年台風第13号により被災した農地農業用施設の復旧を行ったところでございます。

また、166ページになりますが、2目林業施設災害復旧費では、小規模治山緊急整備事業を実施いたしましたが、未完の部分に係る事業費1,021万円を、繰越明許費により翌年度へ繰越ししたものでございます。

2項公共土木施設災害復旧費では、令和5年台風第13号の被害に対し、前年度からの繰越事業費により災害復旧事業を実施し、2億9,547万9,382円を支出したところでございます。

1目道路橋梁災害復旧費で、補助道路災害復旧工事及び単独道路災害復旧工事を実施いたしました。

2目河川災害復旧費では、補助河川災害復旧工事及び単独河川災害復旧工事を実施いたしました。

168ページをお開き願います。

3項その他公共施設等災害復旧費では、前年度からの繰越事業費により、令和5年台風第13号被害に係る野見金公園災害復旧事業で、公園崩落土整地業務委託を実施したところでございます。

11款公債費につきましては、4億2,274万8,047円の支出でございました。

12款諸支出金では5億4,468万5,495円の支出でございました。

1項普通財産取得費につきましては、支出はございませんでした。

170ページをお開き願います。

2項基金費では3億7,861万3,495円を支出いたしました。主な内容といたしましては、1目財政調整基金費で2億2,622万6,000円の積立てを行い、4目ふるさと創生基金費で、ふるさと納税寄附金3,814万4,609円の積立てを行い、8目公共施設等整備基金費で5,000万8,934円の積立てを行ったところでございます。また、172ページとなりますが、13目伊藤園グリーンクラブ子どもの遊び場づくり基金費については、新たに基金を設置し、伊藤園グリーンクラブの活動による寄附金300万円の積立てを行ったところでございます。

13款予備費では、総務費、民生費及び教育費へ計885万4,000円の充当を行いました。

以上が、歳出予算現額64億6,326万109円、支出済額58億1,072万6,317円、翌年度繰越額4億8,727万3,048円の歳出の内容でございます。

174ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額62億9,818万4,000円、歳出総額58億1,072万6,000円、歳入歳出差引額4億8,745万8,000円、これから翌年度へ繰り越すべき財源2億711万9,000円を差し引いた2億8,033万9,000円が実質収支の額となります。

続きまして、176ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。令和6年度の公有財産中の土地の異動につきましては、庁舎周辺整備事業の実施に伴い、庁舎と公民館敷地の台帳上の面積を見直ししたため庁舎面積が増加し、公用財産におけるその他の施設の面積が減少しております。また、学校用地については、赤道が登記されたことにより、台帳に登録されたことに伴う増でございます。また、下段の山林からその他の面積減に関する主な内容といたしましては、土地開発基金所有地は町有地ではございますが、本調書には本来計上は不要でございます。しかしながら、前年度末の実績に算入されていたことが判明したため、今回修正により減をさせていただくものでございます。その他、土地及び建物以外の財産に関する異動につきましては、182ページ以降に記載をさせていただいてございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、認定第1号 令和6年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についての内容の説明とさせていただきます。ご審議賜りましてご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで認定第1号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時15分を予定しております。

（午前10時00分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時15分）

○議長（松野唱平） 次に、認定第2号及び認定第3号の内容の説明を求めます。

長谷健康保険課長。

〔健康保険課長 長谷英樹登壇〕

○健康保険課長（長谷英樹） それでは、認定第2号 令和6年度長南町国民健康保険特別会計決算及び認定第3号 令和6年度長南町後期高齢者医療特別会計決算の内容についてご説明申し上げます。議案書の5ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第2号 令和6年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の決算書188ページをお開きいただきたいと存じます。

まず初めに、国民健康保険の加入状況についてご説明申し上げます。

令和6年度末の加入世帯数につきましては、前年度より33世帯減の1,242世帯。被保険者数につきましては、前年度より80人減の1,839人となり、国保の加入世帯及び被保険者数につきましては、人口の減少とともに

年々減少傾向となっております。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入の内容からご説明申し上げます。

1款国民健康保険税でございます。収入済額は前年度より568万5,046円減の1億9,618万7,331円、収入未済額は前年度より339万7,279円増の3,043万6,809円となりまして、調定額に対する収納率は前年度より0.5ポイント増の86.1%でございます。なお、不納欠損処分につきましては、132万8,140円を処分させていただいたところでございます。

190ページをお開きいただきたいと存じます。

2款国庫支出金でございます。1項2目事業費補助金につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金42万8,000円で、マイナ保険証に伴う資格確認書作成委託に係る費用の国の財政支援分でございます。

3款県支出金でございます。都道府県は市町村に対し、療養の給付費等やその他の国保事業に要する費用について、保険給付費等交付金として交付することとされており、普通交付金として6億6,526万5,424円の交付がありました。また、保険者努力支援制度などその他国保事業に要する費用について交付される特別交付金として、1,849万6,000円の交付がございました。

4款財産収入につきましては、基金積立金の利息でございまして、3,592円でございます。

5款繰入金でございますが、収入済額は前年度より138万3,968円減の7億9万6,698円でございます。

1項1目一般会計繰入金につきましては、1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分は、収入済額2,786万6,000円でございまして、このうち4分の3は県が負担しているものでございます。

192ページをお願いいたします。

2節保険基盤安定繰入金保険者支援分につきましては、収入済額1,735万5,962円でございまして、国が2分の1、県が4分の1をそれぞれ負担しているものでございます。

6款繰越金につきましては、収入済額3,901万165円でございまして、前年度からの繰越金でございます。

7款諸収入につきましては、収入済額255万1,334円でございまして、194ページ下段となりますが、主に4項5目雑入におきまして、特定健診の自己負担金及び過年度分実績に伴う国・県からの精算金でございます。

196ページをお願いいたします。

以上、歳入合計といたしまして、調定額は前年度より1億1,291万4,789円減の10億2,380万3,493円、収入済額は前年度より1億1,064万6,944円減の9億9,203万8,544円、不納欠損額は前年度より566万5,124円減の132万8,140円、収入未済額は前年度より339万7,279円増の3,043万6,809円でございます。

続きまして、歳出の内容についてご説明申し上げます。

198ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費の支出済額は、前年度より114万9,994円増の2,902万3,339円でございまして、人件費のほか事務に係る電算委託料などでございます。

200ページをお願いいたします。

2款保険給付費の支出済額は、前年度より9,107万2,426円減の6億6,494万104円でございます。減となった主な要因は、被保険者数の減に伴い給付費が減少したことによるものでございます。

続きまして、204ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金でございますが、保険給付費等交付金の交付に要する費用やその他国保事業に要する費用に充てるため、各市町村の被保険者数や所得水準、医療費水準に応じて県が算出した額を納付するもので、前年度より299万5,272円増の2億5,644万4,191円でございます。

208ページをお開きください。

5款保健事業費でございます。支出済額は前年度より264万4,865円減の2,207万9,164円で、減額となった主な要因は、任期満了に伴うデータヘルス計画及び特定健康診査等実施計画策定に係る業務委託料の皆減によるものでございます。

保健事業費の主なものは、特定健康診査の集団健診及び個別健診、それと210ページとなります、人間ドック154人分の助成でございます。なお、特定健康診査の受診率は、人間ドックを含めますと前年度より1.8ポイント増の52%となってございます。

6款基金積立金でございますが、支出済額100万1,000円で、年度末の基金保有高は2億414万5,950円でございます。

7款諸支出金でございますが、支出済額は前年度より162万8,200円増の224万3,700円で、1項1目一般被保険者保険税還付金、22節償還金利子及び割引料で、19件分の還付金として220万4,700円を、212ページとなります、4目その他償還金、22節償還金利子及び割引料で、前年度の実績に伴う返還金で、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の超過交付分3万9,000円でございます。

以上、歳出合計といたしまして、支出済額は前年度より8,794万3,825円減の9億7,573万1,498円、不用額は前年度より2,546万7,175円減の3,662万6,502円でございます。

214ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は前年度より1億1,064万7,000円減の9億9,203万8,000円、歳出総額は前年度より8,794万4,000円減の9億7,573万1,000円、歳入歳出差引額は前年度より2,270万3,000円減の1,630万7,000円、実質収支額は前年度より2,270万3,000円減の1,630万7,000円となりまして、翌年度へ繰越しさせていただくものでございます。

なお、215ページの財産に関する調書につきましては、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、認定第3号 令和6年度長南町後期高齢者医療特別会計決算の内容についてご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第3号 令和6年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、決算書の218ページをお開きいただきたいと存じます。

まず初めに、後期高齢者医療の加入状況についてご説明申し上げます。令和6年度末の被保険者数は前年度より37人増の1,818人となり、町の人口の26%となっております。

それでは、事項別明細書によりまして歳入の内容からご説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料でございます。収入済額は前年度より1,804万3,600円増の1億1,746万500円、収入未済額は前年度より43万7,700円減の59万7,300円となりまして、調定額に対する収納率は前年度より0.1ポイント増の99.1%でございます。なお、不納欠損処分につきましては、46万2,300円を処分させていただいたところでございます。

2款繰入金につきましては、制度に基づく一般会計からの繰入金で、収入済額は前年度より91万7,119円増の3,487万6,625円でございます。

3款繰越金は、前年度からの繰越金で、収入済額188万3,769円でございます。

4款諸収入でございますが、収入済額は615万2,325円でございまして、主な内容につきましては220ページとなります。4項受託事業収入、1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入で、令和6年度から実施している後期と介護の一体的実施事業に伴う広域連合からの受託事業収入で、402万271円でございます。

5項1目雑入につきましては、主に賦課徴収の帳票作成等に係る事務費委託金でございます。

以上、歳入合計といたしまして、調定額は前年度より2,429万8,120円増の1億6,143万2,819円、収入済額は前年度より2,427万6,720円増の1億6,037万3,219円、不納欠損額は前年度より45万9,100円増の46万2,300円、収入未済額は前年度より43万7,700円減の59万7,300円でございます。

続きまして、歳出の内容についてご説明申し上げます。

222ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費の支出済額は、前年度より403万7,682円増の561万5,907円でございまして、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施事業に係る会計年度任用職員1名を新たに雇用したことに伴う人件費のほか、事務に係る電算委託料などでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は、前年度より1,897万8,959円増の1億4,766万4,980円で、広域連合への保険料等の納付金でございます。

224ページをお開きいただきたいと存じます。

3款保健事業費でございますが、支出済額は前年度より60万9,290円増の441万6,274円でございます。こちらは人間ドックの助成に係るものとして、85人分及び後期と介護の一体的実施事業に係るものでございます。

4款諸支出金は、1項1目保険料還付金29万9,500円で40件分での還付金でございます。

以上、歳出合計といたしまして、支出済額は前年度より2,378万3,931円増の1億5,799万6,661円、不用額は前年度より845万5,931円減の243万1,339円でございます。

226ページをお開きいただきたいと存じます。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は前年度より2,427万7,000円増の1億6,037万3,000円、歳出総額は前年度より2,378万4,000円増の1億5,799万7,000円、歳入歳出差引額は前年度より49万3,000円増の237万6,000円、実質収支額は前年度より49万3,000円増の237万6,000円となりまして、翌年度へ繰越しさせていただくものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、認定第2号 令和6年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び認定第3号 令和6年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の内容の説明とさせていただき

ます。ご審議賜り、ご承認くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松野唱平） これで認定第2号及び認定第3号の内容の説明は終わりました。

次に、認定第4号の内容の説明を求めます。

山本福祉課長。

〔福祉課長 山本和人登壇〕

○福祉課長（山本和人） それでは、認定第4号 令和6年度長南町介護保険特別会計決算の内容についてご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。

認定第4号 令和6年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出、長南町長、平野貞夫。

まず初めに、介護保険の令和6年度末の状況についてご説明申し上げます。

第1号被保険者数は、前年度より47人減の3,273人でございます。また、65歳以上の高齢者数につきましては、前年度より49人減の3,305人、高齢化率につきましては、前年度より0.6ポイント増の47.2%でございます。要介護の認定者数につきましては、前年度より21人減の544人、そのうちサービスを利用した受給者数は、前年度より22人減の469人でございました。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入の内容からご説明申し上げます。

決算書の228ページをお開きください。

1款保険料でございます。収入済額は前年度より514万6,460円増の2億2,180万5,460円、収入未済額は前年度より51万1,980円減の911万7,400円となりました。調定額に対する収納率は前年度より0.2ポイント増の95.7%でございます。なお、不納欠損処分につきましては77万7,880円を処分させていただいたところでございます。

3款国庫支出金、230ページの4款支払基金交付金、5款県支出金及び232ページの8款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、保険給付費や地域支援事業費に係る費用として、それぞれ法定負担割合に基づき交付されたものでございます。

234ページをお願いします。

2項1目介護給付費準備基金繰入金の収入済額1,157万6,000円は、準備基金から取り崩したものでございます。

9款1項1目繰越金、収入済額3,514万7,420円につきましては、前年度からの繰越金でございます。

10款諸収入、2項1目預金利子につきましては、預金利子として3,376円を、236ページの3項4目雑入3,200円につきましては、1名分の介護保険料還付金返戻金として収入したものでございます。

以上、歳入合計といたしまして、予算現額11億1,676万9,000円、調定額は前年度より1,146万5,111円減の11億2,685万6,189円、収入済額は前年度より1,117万5,271円減の11億1,696万909円、不納欠損額は前年度より22万2,140円増の77万7,880円、収入未済額は前年度より51万1,980円減の911万7,400円でございます。

続きまして、歳出の内容についてご説明申し上げます。

238ページをお願いします。

1款総務費の支出済額は、前年度より76万525円増の3,756万7,789円でございまして、職員3名分の人件費のほか、事務に係る電算委託料及びシステム使用料などでございます。

240ページをお願いします。

2款保険給付費は、予算現額9億9,512万6,000円に対し、支出済額は9億6,017万1,283円でございまして、前年度より3,208万7,343円の増でございます。

1項介護サービス等諸費では、要介護1から5の認定者に係るサービス給付費でございまして、1目居宅介護サービス給付費では、通所介護や通所リハが減少しましたが、訪問看護や訪問リハビリ、特養の短期入所等の利用日数が増加したことから、前年度より660万4,310円増の3億1,314万1,463円でございます。

2目地域密着型介護サービス給付費では、認知症対応型共同生活介護や地域密着型通所介護の利用者が増加したことから、前年度より870万7,647円増の9,801万123円でございます。

240ページから242ページにかけてとなります、3目施設介護サービス給付費では、介護老人福祉施設や介護医療院の利用者が増加したことから、前年度より1,491万6,965円増の4億3,543万5,944円でございます。

5目居宅介護住宅改修費では、改修件数の減少により、前年度より24万6,473円減の116万9,547円、6目居宅介護サービス計画給付費では、ケアプラン作成件数の減少により、前年度より11万5,728円減の4,461万3,470円でございます。

2項介護予防サービス等諸費では、要支援1及び2の認定者のサービス給付費でございまして、1目介護予防サービス給付費では、訪問看護や訪問リハ、通所リハ及び福祉用具貸与の利用者が増加したことにより、前年度より119万5,386円増の958万3,584円でございます。

244ページをお願いします。

5目介護予防サービス計画給付費では、要支援1及び2の方に対するケアプラン作成の件数が増加したことから、前年度より24万1,698円増の245万1,187円でございます。

246ページをお願いします。

4項1目高額介護サービス費でございますが、介護サービスを利用した際に支払う利用者負担額が一定の額を超えた場合に支給されるものとなります、前年度より104万2,019円増の2,039万8,362円でございます。

5項1目高額医療合算介護サービス費では、介護保険と医療保険の両方の利用者負担額が一定の額を超えた場合に支給されるものとなります、前年度より59万5,597円減の216万9,952円でございます。

248ページをお願いします。

4款地域支援事業費全体の支出済額は4,388万6,541円でございまして、前年度より577万5,280円の増でございます。

1項介護予防・日常生活支援総合事業費では、認定を受けていない方などを対象に、介護予防と自立した日常生活の支援を目的に機能訓練としての教室を開催いたしました。

250ページをお願いします。

2項1目包括支援センター運営事業費の支出済額は、前年度より479万577円増の2,774万5,259円で、職員4

人分の人事費及びシステム使用料などでございます。

2目生活支援体制整備事業費では、252ページになりますが、地域住民の助け合いにより地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進める事業として、生活支援体制整備事業業務委託、買物支援事業を実施いたしました。

3目認知症総合支援事業費では、認知症初期集中支援チームを毎月開催し、40歳以上の認知症が疑われる方などの相談や医療機関の受診、介護サービス利用の支援などを行ってまいりました。また、18節負担金補助及び交付金では、認知症カフェ事業補助金としておしゃべり茶会、4団体に対して9万9,979円を助成いたしました。

4目地域ケア会議推進事業費では、要支援者の生活行為の課題を解決し、自立を促し生活の質を向上させることを目的として、薬剤師や作業療法士、歯科衛生士などの専門職を構成員とした地域ケア会議を開催いたしました。

3項任意事業費、1目成年後見制度利用支援事業費では、19節扶助費で成年後見人等に対する報酬助成金27万円を支出しました。

5款諸支出金の支出済額3,446万7,019円は、第1号被保険者の保険料還付金、また、前年度において超過交付となりました国・県支出金及び支払基金交付金、また、町一般会計繰入金を精算し、返還したものでございます。

254ページになりますが、歳出合計といたしまして、予算現額11億1,676万9,000円、支出済額は前年度より1,689万6,128円増の10億7,609万2,632円、不用額は4,067万6,368円でございます。

256ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は11億1,696万1,000円、歳出総額は10億7,609万3,000円、歳入歳出差引額は4,086万8,000円、実質収支額も同額の4,086万8,000円となりまして、翌年度へ繰越しさせていただくものでございます。

なお、257ページの財産に関する調書につきましては、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、認定第4号 令和6年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算の内容の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで認定第4号の内容の説明は終わりました。

次に、認定第5号及び認定第6号の内容の説明を求めます。

三上生活環境課長。

〔生活環境課長 三上達也登壇〕

○生活環境課長（三上達也） それでは、認定第5号 令和6年度長南町笠森靈園事業特別会計歳入歳出決算の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の8ページをお開きください。

認定第5号 令和6年度長南町笠森靈園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度長南町笠森靈園事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、事業の概要についてご説明を申し上げます。

令和6年度末においては、墓所区画数は9,281区画、墓所使用許可数は8,549区画となっております。使用率は92.1%でございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳入からご説明を申し上げます。

別冊となっております歳入歳出決算書の261ページをお開きください。

1款1項1目墓所使用料につきましては、収入済額1,839万1,000円で、67区画分の永代使用料でございます。

2目工事負担金につきましては、50区画分のカロート工事負担金でございます。

3目墓所管理料につきましては、1節現年度分として3,501万2,250円、2節滞納繰越分57万7,630円、合わせまして3,558万9,880円でございます。また、滞納繰越分のうち、承継者死亡等の理由によりまして92件、30万9,930円につきまして、不納欠損処分とさせていただいたところでございます。

次に、4目施設使用料につきましては194万1,450円を計上したというところでございます。

2款財産収入でございますが、1目土地建物貸付収入及び2目利子を合わせまして1万8,612円を収入してございます。

3款寄附金につきましては、収入がございませんでした。

4款繰入金では、1項1目1節の財政調整繰入金、これが600万円でございます。

5款繰越金は、令和5年度からの繰越金1,393万3,156円となります。

6款諸収入では、1項1目1節預金利子が222円、2目1節雑入は35万2,532円でございまして、墓所使用許可証再交付等に係る収入でございます。

以上、歳入合計は調定額8,270万2,712円、これに対しまして収入済額7,823万1,852円でございます。

続きまして、264ページをお開きください。

歳出についてご説明を申し上げます。

1款霊園総務費では、予算現額6,251万5,000円に対しまして、支出済額は6,040万5,551円でございます。主な支出につきましては、1節から4節までの人事費は、職員2名及び会計年度任用職員3名に係る人事費、10節需用費、11節役務費は、霊園事務所に係る光熱水費、料金事務に関する郵便、電話等の経費でございます。

12節委託料につきましては、園内清掃に係る通年の委託料1,775万4,000円をはじめ、管理料の電算処理委託、浄化槽清掃の委託料等でございます。

次に、13節使用料及び賃借料につきましては、管理料システム及びコピー機の使用料、18節負担金補助及び交付金につきましては、総合事務組合負担金等の経費でございます。

24節積立金につきましては、令和6年度の決算状況を踏まえ、125万円を基金に積立てをするものでございます。当該処分の結果、令和6年度末の基金の残高は3,837万1,000円となります。

最後に、26節公課費につきましては、消費税及び地方消費税179万8,100円でございます。

2款霊園施設費では、予算現額863万1,000円に対しまして、支出済額は819万9,595円でございます。主な支出につきましては、霊園施設内における水道関係の修繕工事等、施設の維持管理に係る経費となっております。

3款の公債費、4款の予備費につきましては、支出がございませんでした。

以上、歳出の合計でございますが、予算現額7,219万6,000円に対しまして、支出済額6,860万5,146円となりました。

次に、268ページをお開きいただければと存じます。

本ページは、実質収支に係る調書でございます。

歳入総額7,823万2,000円、歳出総額6,860万5,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、歳入歳出差引額と同様の962万7,000円でございます。

なお、次ページからは財産に係る調書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、令和6年度長南町農業集落排水事業会計決算の内容につきまして、続けてご説明申し上げます。

議案書の9ページをお開きいただければと存じます。

認定第6号 令和6年度長南町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項及び第32項第2項の規定により、令和6年度長南町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、事業の概要についてご説明を申し上げます。

令和6年度における加入状況でございますが、3地区合わせまして、加入戸数は1,102戸、前年度から2戸増でございます。接続戸数は923戸、前年度から6戸増でございます。これから求められる接続率でございますが、83.8%となったところでございます。

次に、決算の状況でございますが、ご案内のとおり、本事業は令和6年4月1日から公営企業会計へと移行した関係から、同会計に即したご報告となりますので、ご了解をいただければと存じます。

それでは、別冊となっております長南町農業集落排水事業会計決算書の1ページをお開きください。

1ページは決算報告書となってございます。

初めに、収益的収入及び支出でございます。

第1款下水道事業収益は、第1項農業集落排水処理施設の使用料であります営業収益4,713万2,960円、第2項他会計補助金、長期前受金戻入等の営業外収益2億2,233万9,413円、合わせまして2億6,947万2,373円でございます。

支出では、第1款下水道事業費用で、第1項施設管理料金収納等の業務に係る経費及び減価償却費から成る営業費用でございますが、2億4,411万6,405円、第2項企業債に係る償還利息、消費税及び地方消費税で構成される営業外費用、これが1,301万8,017円、第3項前年度分賞与引当金及び前年度分の消費税及び地方消費税の科目である特別損失112万1,252円、第4項として予備費ゼロ円、これらを合わせまして2億5,825万5,674円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。

次の2ページをお開きいただければと存じます。

第1款下水道事業資本的収入は、第1項の企業債1,120万円、第2項国庫支出金55万円、第3項他会計補助金1億3,313万2,000円、第4項農業集落排水への新規加入に係る負担金、従来の分担金といったものでございます、1件分で42万円、これらを合わせまして1億4,530万2,000円でございます。

支出では、第1款下水道事業資本的支出、第1項処理場における機械設備更新工事等の建設改良費、これが1,182万9,820円、第2項企業債償還金、これは元金の分でございます、1億3,598万232円、合わせまして1億4,781万52円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する250万8,052円は、引継金189万52円、当年度分損益勘定留保資金61万8,000円で補填をしたものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

損益計算書でございます。これは、先ほどの収益的収支を税抜きで表したもので、当期の損益を示すものでございます。表の下部のほうになりますが当年度純利益、これは1,075万1,508円ということでございます。

4ページは剰余金計算書となります。

表の中段よりやや下、先ほどの損益計算書にて求めました当年度純利益1,075万1,508円について、期首からの固有資本金及び資本剰余金に加算しまして、期末の残高は9億9,314万2,680円となるものでございます。

次に、5ページの剰余金処分計算書でございますが、先ほどの当年度利益につきまして、特に積立金への積立て等を行わず、全額を翌期に繰り越すこととした旨、お諮りするものでございます。

6ページにつきましては、貸借対照表となってございます。

項目の1、固定資産は、管路、処理施設等を指すものであります、それぞれの減価償却費を差し引いた固定資産合計は46億6,433万125円、2の流動資産は3,923万3,346円、これらを合わせました資産の合計は47億356万3,471円となります。

7ページをご覧ください。

7ページでは負債の部として、3、固定負債4億9,113万9,193円、4、流動負債としまして2,277万6,334円、5の繰延収益としまして31億9,650万5,264円、これらを合わせました負債の合計は37億1,042万791円でございます。

その下にございます資本の部でございますけれども、6、資本金として9億5,062万4,942円、7、剰余金4,251万7,738円、以上を合わせました資本合計は9億9,314万2,680円、先ほどの負債と資本を合わせまして、負債資本の計は47億356万3,471円となりまして、先ほどの資産合計の額と一致しまして、貸借対照として成立するものとなるものでございます。

なお、次ページ以降は決算附属書類となってございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、認定第5号 長南町笠森靈園事業特別会計歳入歳出決算認定及び認定第6号 令和6年度長南町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定についての説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りまして、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで認定第5号及び認定第6号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時25分からを予定しております。

（午前11時08分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

○議長（松野唱平） 次に、認定第7号の内容の説明を求めます。

金坂ガス課長。

[ガス課長 金坂美智子登壇]

○ガス課長（金坂美智子） それでは、令和6年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の10ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第7号 令和6年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項及び第32条第2項の規定により、令和6年度長南町ガス事業会計の利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出、長南町長、平野貞夫。

決算書は別冊になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、決算の概況からご説明申し上げます。

決算書9ページをお開きいただきたいと存じます。

1、概況、（1）総括事項でございます。

令和6年度末におけるガス需要家数は4,549戸でございまして、前年度より29戸、0.6%の減、ガス販売量は751万5,244立方メートルで、前年度と比較し8万5,331立方メートル、率にいたしまして1.1%の減となり、ほぼ前年度並みの販売量となりました。

収益的収支につきましては、ガス事業収益6億1,778万3,367円、ガス事業費用は5億9,364万1,737円となり、当年度純利益は2,414万1,630円となりました。建設改良工事につきましては、白ガス管対策事業は令和4年度で終了し、令和6年度は供給改善や供給支障に伴う導管の更新工事及び他団体からの依頼による工事を7路線実施いたしました。

今後のガス事業の運営につきましては、社会情勢の変化や将来を見据え、設備等の老朽化対策を計画的に実施するとともに、ガスの安定供給と保安の確保を第一に持続可能な事業の推進に努めてまいります。

続きまして、（2）経営指標に関する事項でございます。

令和6年度決算における経営成績につきましては、経営の健全性を示す経常収支比率は前年度比7.43%増の107.58%となり、数値が大きいほど経営状況は良好と判断できます。

また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、ガス料金値引き事業による国からの補助金が減少したこと、また10月からガス料金を値上げしたことによりまして、売上額が増加したため、前年度比23.1%増の95.17%となりました。

償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比0.4%増の80.44%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す導管経年化率は、前年度比1.03%増の89.24%となりました。こちらにつきましては、導管をポリエチレン管に更新したことによるものでございます。導管の法定耐用年数は13年でございますが、ポリエチレン管は経年劣化しないため更新の必要はございません。

なお、要対策管残存率は、改修が必要な導管延長の割合を示す指標でございまして、要対策管の更新は完了

しており、ゼロ%となっております。

次に、17ページをお願いいたします。

令和6年度ガス事業会計収益費用明細書でございます。こちらは税抜き表記となっております。

まず収入でございますが、1款ガス事業収益は6億1,778万3,367円でございます。うち1項製品売上、1目ガス売上は前年度より1億2,667万4,000円余り増の5億3,141万1,159円となりました。

売上増の理由でございますが、昨年10月に料金を値上げさせていただいたことによるもの、また国によるガス料金の値引き事業の規模が縮小となり、補助金が減額となり売上額が増加したことによるものでございます。

2項営業雑収益は、77件分の内管受注工事及び警報器の販売の収入でございます。

3項営業外収益は、国のガス料金値引き事業により交付された補助金等でございます。

前年度と比較いたしまして、8,637万8,000円余り減の7,586万611円となりましたが、こちらは値引き単価及び実施期間が大幅に削減されたことによるものでございます。

4項の特別利益は、貸倒引当金の不用額でございます。

次に、支出でございます。

1款ガス事業費用は6億187万3,200円でございます。

1項1目ガス売上原価は3億58万2,380円で、卸元から購入しております原ガスの購入費用でございます。

2項供給販売費は2億1,607万828円でございます。8目修繕費でございますが、こちらは検定が満期となつたガスマーティーの修理や供給施設などの修理費等でございます。

18目の委託作業費につきましては、毎月のメーター検針、ガス本支管漏えい検査、消費機器調査等の委託料でございます。

3項一般管理費でございますが、こちらは人件費、財務会計などのパソコンリース料等でございます。

4項営業雑費用は、77件分の内管工事費用でございます。

5項営業外費用は、企業債利息及び消費税でございます。

6項の特別損失につきましては、国のガス料金値引き事業が令和4年度から実施されておりますが、この事業の補助金受領に係る仮受消費税の精算によるものでございます。

なお、15ページはキャッシュフロー計算書、18ページは固定資産明細書、19ページは企業債明細書となっておりますので、こちらにつきましては後ほどご覧いただきたいと存じます。

それでは、恐れ入りますが、前に戻っていただきまして、1ページをお開きいただきたいと存じます。

1、令和6年度長南町ガス事業会計決算報告書でございます。こちらは税込みとなっております。

収益的収入及び支出ございますが、内容につきましては、先ほど17ページでご説明いたしましたので省かせていただきます。

1枚めくついていただきまして、2ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

収入の1款資本的収入の決算額は6,497万7,666円、第1項企業債では、睦沢供給所のガス熱量・燃焼性測定装置の財源といたしまして1,800万円借り入れました。

工事負担金につきましては、長生土木事務所ほか11件分の負担金収入でございます。

予算額に対して決算額が大幅増となりましたが、これは睦沢町川島地区の宅地造成工事などが繰越しとなり、工事に係る負担金が令和6年度の収入となったことによるものでございます。

次に支出でございますが、1款資本的支出決算額1億9,915万7,923円で、第1項建設改良費は1億5,589万5,499円でございます。こちらは、職員2名分の人物費、道路改良や供給改善に伴う工事費、ガスマーテー等の固定資産購入費及び舗装本復旧負担金などでございます。

第2項企業債償還金でございますが、4,326万2,424円の支出となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,418万257円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填させていただくものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

令和6年度長南町ガス事業会計損益計算書でございます。税抜きの金額になっております。

こちらは、令和7年3月31日までの1年間のガス事業の経営成績を表したものでございまして、当年度純利益は2,414万1,630円となりました。前年度繰越利益剰余金を合わせました当年度未処分利益剰余金は2,642万5,364円でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

令和6年度長南町ガス事業会計剰余金計算書でございます。

この計算書は、資本金、剰余金を表したもので、中ほどに表記してございます当年度変動額といたしまして、損益計算書の未処分利益剰余金を計上しております。

表の一番下の行、右から2列目の数字となります。当年度末の利益剰余金の合計残高は8,822万2,178円で、資本金と剰余金を合わせました資本合計は8億8,514万3,925円でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

令和6年度長南町ガス事業会計剰余金処分計算書でございます。未処分利益剰余金の当年度末残高は2,642万5,364円でございまして、令和6年度は議会の議決による処分額といたしまして2,000万円を建設改良積立金に積み立て、642万5,364円を次年度への繰越利益剰余金とさせていただくものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

令和6年度長南町ガス事業会計貸借対照表でございます。

ガス事業の財政状態を明らかにするため、令和7年3月31日時点で保有する全ての資産、負債、資本を総括的に表したものでございます。税抜きとなっております。左側の一番下の資産合計及び右側の下段、二重線で表示しております負債資本合計は、ともに17億1,531万5,857円でございます。資産合計と負債資本合計が一致しており、貸借対照表といたしまして成立しているところでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、令和6年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算内容の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、認定いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平） これで認定第7号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第1号の内容の説明を求めます。

河野総務課長。

[総務課長 河野 勉登壇]

○総務課長（河野 勉） 議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書11ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月3日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書及び参考資料を中心に説明をさせていただきます。

議案書の12ページ及び参考資料3ページをお開きいただきたいと存じます。

参考資料1の改正の趣旨でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律により、育児を行う職員の仕事と家庭の両立支援の拡充及び子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現のため法改正がされ、令和7年10月1日から施行されることに伴い、町関係条例について改正を行うものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、議案書の12ページも併せてご覧ください。

第1条として、職員の勤務時間、休暇等に関する条例中、新たに第17条の2において、職員が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき及び職員の子が3歳になるまでの適切な時期に情報提供及び意向確認等を措置するとして、妊娠・出産を申し出た申出職員への出生時両立支援制度と、3歳に満たない子を養育する職員、対象職員への育児期両立支援制度等として、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供及び当該制度の利用に関する意向確認を、仕事と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項の意向確認及び意向確認した事項への配慮を加え、議案書13ページをご覧ください。

第2条としまして、職員の育児休業等に関する条例では、第20条に部分休業の制度の拡充として、主な内容としましては部分休業を第1号部分休業として、従前の部分休業の承認が勤務時間の初めまたは終わりに30分を単位にあったものを勤務時間中でも30分単位での部分休業を可能とし、第2号部分休業として、1年につき77時間30分の範囲内で部分休業を取得することができる規定を設け、部分休業制度を拡充しております。

議案書の14ページ及び参考資料4ページをお開きください。

次に、施行期日ですが、令和7年10月1日から施行するものでございます。

また、経過措置として、1点目として第2項にこの条例の施行の日前においても、改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により措置を講ずることができること、2点目として、第3項に施行日から令和8年3月31日までにおける部分休業の承認の請求をする場合における改正後の職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、77時間30分とあるのは38時間45分と同条第2号中10とあるのは5とする。

これは、施行日が10月1日ということで、年度末までの取得可能期間が半年となることから、取得可能期間に対して時間と単位を半分に読み替えるという措置をうたっているものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。ご審議いただき

まして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第2号の内容の説明を求めます。

山本福祉課長。

〔福祉課長 山本和人登壇〕

○福祉課長（山本和人） それでは、議案第2号の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

議案第2号 長南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月3日提出、長南町長、平野貞夫。

議案書16ページをお願いいたします。また、参考資料の12ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

1の改正の趣旨でございますが、現在、公費医療費助成の資格は紙の受給者証により確認していますが、マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化を図るため、公費医療費助成の資格確認のオンライン化の事務を追加し、本町においてもPMHへ対象者の個人番号を含む情報のひもづけを行い利便性の向上を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

2の改正の内容でございますが、議案書のとおり別表第1及び別表第2を改めるもので、その改正内容は、まず別表第1につきましては町の執行機関が行う個人番号を利用する事務を規定しておりますが、長南町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則による医療費、調剤費等の支給に関する事務を新たに追加するものでございます。

次に、別表第2につきましては、個人番号の利用の範囲を規定し、事務を処理するために必要な限度で、特定個人情報、いわゆるマイナンバーを利用することができる内容について、子ども医療費の助成に関する事務及び重度心身障害者医療費の助成に関する事務における特定個人情報の医療保険各法の名称をより明確化するための追加及び別表第1と同様にひとり親家庭等医療費等支給に関する事務を新たに追加するとともに、別表第1及び別表第2中における字句の整理を併せて行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

参考資料13ページから16ページは、新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議案第2号 長南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第2号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からを予定しております。

（午前1時5分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（松野唱平） 次に、議案第3号の内容の説明を求めます。

江澤企画財政課長。

〔企画財政課長 江澤卓哉登壇〕

○企画財政課長（江澤卓哉） それでは、議案第3号 令和7年度長南町一般会計補正予算（第3号）の内容の説明を申し上げます。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

議案第3号 令和7年度長南町一般会計補正予算（第3号）。

令和7年度長南町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,455万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ49億3,698万円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年9月3日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページをお願いいたします。

2ページから3ページまでが、第1表、歳入歳出予算補正となります。

内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正でございます。

給食所調理業務委託料については、現在、債務負担行為の設定に基づく契約により事業執行しておりますが、契約期間が今年度末までとなっております。次期契約に当たっても複数年にわたって契約を行いたく、また、契約に当たっての事務処理期間が必要なことから、今回、令和8年度から令和10年度までの期間で1億98万円を限度額とした債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

まず、今回の補正予算につきましては、年度当初の人事異動などにより、現計予算では年度末までの職員人件費について不足が生じる科目について追加をお願いするものであり、1節報酬、2節給料、3節職員手当等及び4節共済費のうち、不足する項目を該当する科目において計上させていただいており、計1,117万2,000円の人員費を追加するものでございます。

なお、余剰が見込まれる科目の人員費減額については、年度末までの補正予算に計上予定でございます。

それでは、各科目的歳出についてご説明申し上げますが、職員人件費については前述のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費では、1目一般管理費、21節補償補填及び賠償金で、職員給料等の格付誤りに係る損害賠償金709万7,000円の追加をお願いするものでございます。損害賠償の内容につきましては、議案第5号の内容の説明においてご説明させていただきますので、割愛させていただきます。

9目防災対策費、17節備品購入費で、孤立集落対策支援として、非常用持出袋・ポータブル電源などの購入に係る防災用備品購入費441万2,000円の追加をお願いするものでございます。特定財源につきましては、県補助金、孤立集落対策緊急支援補助金200万円を充てさせていただくものでございます。

13目諸費では、22節償還金利子及び割引料で、法人住民税等の還付に要する経費として、税等還付金250万円の追加をお願いするものでございます。

2項徴税費では、2目賦課徴収費、12節委託料で、令和9年度評価替えに係る鑑定評価を実施するため、土地鑑定評価委託料331万4,000円の追加をお願いするものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費では、1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料で、戸籍振り仮名職権記載機能に係る戸籍システム改修委託料68万2,000円の追加をお願いするものでございます。特定財源につきましては、国庫補助金、社会保障・税番号システム整備費補助金68万2,000円を充てさせていただくものでございます。

4項選挙費及び5項統計調査費のうち1目統計調査総務費については、職員人件費の追加でございます。

10ページをお願いいたします。

2目基幹統計調査費では、国勢調査の調査員数及び報酬単価の増により、1節報酬で53万4,000円の追加をお願いするものでございます。特定財源につきましては、県委託金、統計調査費委託金を充てさせていただきますが、歳出予算の追加額を上回るのは、県委託金の交付決定額が既定予算額を上回ったため、今回増額分を歳入予算に追加し、一般財源からの財源更正も併せて行うことによるものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費では、1目社会福祉総務費で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業として実施する不足給付金支給に要する経費として、11節役務費で、郵便料26万8,000円及び口座振込手数料8万3,000円、18節負担金補助及び交付金で、不足給付金1,750万円の追加をそれぞれお願いするものでございます。特定財源につきましては、歳出全額である1,785万1,000円について、国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てさせていただくものでございます。

また、同目で、障害者福祉管理システムの改修に關して、12節委託料で、システム改修委託料16万5,000円の追加を、17節備品購入費で、パソコン購入費44万8,000円の追加をそれぞれお願いするものでございます。特定財源につきましては、国庫補助金、障害者自立支援給付審査支払等システム事業費補助金8万2,000円を充てさせていただくものでございます。

2項児童福祉費は、職員人件費の追加でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費では、5目環境衛生費で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した生活支援として、全世帯に20リッター、30リッター、40リッターの燃えるごみ専用袋を各サイズ10枚ずつ配付する費用として、10節需用費で、消耗品費として燃えるごみ専用袋購入に係る費用450万円の追加を、12節委託料で、燃えるごみ専用袋配付業務委託料150万円の追加をそれぞれお願いするものでございます。特定財

源につきましては、国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金516万4,000円を充てさせていただくものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は、職員人件費の追加でございます。

11ページをお願いいたします。

3目農業振興費は、町特產品PR事業に用いる本年産の白米の価格が、既定予算で見込んでいた額よりも上昇したため、7節報償費で、町特產品PR事業報償11万7,000円の追加をお願いするものでございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費は、職員人件費の追加でございます。

2目観光費は、ゴルフ場キャンペーンに用いる白米の価格が、3目農業振興費と同様に、既定予算で見込んでいた額よりも上昇したため、7節報償費で、一般報償87万7,000円の追加を、また、今年度取得した旧笠森ドライブインの建物の解体工事に要する費用として、14節工事請負費で3,500万円の追加をそれぞれお願いするものでございます。特定財源、その他につきましては、公共施設等整備基金繰入金3,500万円を解体工事に充てさせていただくものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費では、2目道路維持費において、12節委託料で、修繕調査委託料99万円の追加を、14節工事請負費で、町道大井葛田線及び蔵持水沼線に係る舗装修繕工事2,145万円、舗装本復旧工事308万円、道路維持工事1,000万円の追加をそれぞれお願いするものでございます。特定財源、その他につきましては、舗装本復旧工事負担金308万円を充てさせていただくものでございます。

3目道路新設改良費では、町道笠森4号線の拡幅に係る測量調査設計委託料として、12節委託料で386万1,000円の追加をお願いするものでございます。

4目橋梁維持費では、県が実施する本郷橋架替事業について事業費の増加が見込まれるため、町が県に支出する本郷橋架替事業県負担金について、18節負担金補助及び交付金で500万円の追加をお願いするものでございます。

9款教育費、1項教育総務費は、職員人件費の追加でございます。

12ページをお開き願います。

5項保健体育費につきましても、職員人件費の追加でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

お手数ですが、8ページにお戻り願います。

一般財源所要額といたしまして、普通交付税の留保額を充てさせていただくため、11款地方交付税、1項地方交付税で6,766万円の追加をお願いするものでございます。

13款分担金及び負担金、15款国庫支出金、16款県支出金及び19款繰入金、1項繰入金のうち、8目公共施設等整備基金繰入金については、歳出においてご説明させていただきましたので省略させていただきます。

11目介護保険特別会計繰入金については、前年度繰出金の精算による返還金153万8,000円の追加をお願いするものでございます。

なお、13ページから16ページにつきましては、人件費の補正に係る給与費明細書を、17ページにつきましては、債務負担行為の追加に関する調書を、それぞれ記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で議案第3号 令和7年度長南町一般会計補正予算（第3号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第3号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第4号の内容の説明を求めます。

山本福祉課長。

[福祉課長 山本和人登壇]

○福祉課長（山本和人） それでは、議案第4号 令和7年度長南町介護保険特別会計補正予算の内容についてご説明申し上げます。

別冊の介護保険特別会計補正予算書（第1号）の1ページをお開きください。

議案第4号 令和7年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度長南町の介護保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,149万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,249万2,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明申し上げますので、7ページをお開きください。

5款諸支出金、1項3目償還金995万4,000円につきましては、令和6年度実績に伴い、支払基金から超過交付された介護給付費及び地域支援事業費の返還金でございます。

2項1目一般会計繰出金153万8,000円につきましては、令和6年度実績に伴う一般会計からの繰入金に対する返還金でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

6ページをご覧いただきたいと思います。

9款繰越金、1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金1,149万2,000円の追加をお願いするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第4号 令和7年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第5号の内容の説明を求めます。

河野総務課長。

[総務課長 河野 勉登壇]

○総務課長（河野 勉） それでは、議案第5号 損害賠償額の決定及び和解することについての内容の説明を申し上げます。

お手元の議案書19ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第5号 損害賠償額の決定及び和解することについて。

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり損害賠償額を決定し、和解することについて、議会の議決を求める。

令和7年9月3日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、1の損害賠償の相手方でございますが、こちらは本町職員34名となってございます。

2の事案の概要でございますが、平成29年4月1日から令和6年4月1日の間に決定をしました職員の昇格時の給料について、本来当てるべき号給よりも低く格付をしていたことにより、損害を与えたことに対する賠償金が生じたものでございます。

3の損害賠償額につきましては、34名全体で、損害額709万6,624円の10割過失となるものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第5号 損害賠償額の決定及び和解することについての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第5号の内容の説明は終わりました。

議案第6号については、先ほどの町長の提案理由の説明及び議案書のとおりです。

以上で一括議題とした承認第1号から議案第6号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第5、承認第1号から日程第18、議案第6号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

日程第5、承認第1号から日程第18、議案第6号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

◎決算特別委員会の設置及び認定第1号～認定第7号の付託

○議長（松野唱平） ここで、認定第1号から認定第7号までの令和6年度決算認定の審査について、さきの議会運営委員長の報告のとおり、内容が複雑多岐にわたるため、議長を除く9名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することについてを議題として、これから採決を行います。

お諮りいたします。

本定例会の採決の方法については、表決システムにより採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

したがって、採決の方法については、表決システムにより採決いたします。

決算特別委員会を設置することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本件については賛成全員です。

よって、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

選任案を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔決算特別委員会委員選任案の配付〕

○議長（松野唱平） お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

決算特別委員会委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、決算特別委員会委員が決定しましたので、委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。再開は決算特別委員会終了後を予定しております。

（午後 1時23分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時32分）

○議長（松野唱平） 決算特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果は、お手元に配付した名簿のとおりです。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時50分からを予定しております。

（午後 1時33分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時50分）

◎一般質問

○議長（松野唱平） 日程第19、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

本日は質問順位1番から2番まで行います。

念のため、内容についてここで確認をします。

質問者については質問席へ移動し、要旨ごとに質問をします。答弁者については自席で答弁をします。

質問者及び答弁者は、起立して発言をお願いします。

質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。

制限時間は、原則1人1時間以内とします。

以上です。

◇ 鈴木ゆきこ 議員

○議長（松野唱平） 通告順に発言を許します。

初めに、3番、鈴木議員。

[3番 鈴木ゆきこ質問席]

○3番（鈴木ゆきこ） 3番、公明党の鈴木ゆきこです。

議長より発言のお許しをいただきましたので、ただいまより一般質問を始めさせていただきます。

質問件数は3件となり、質問の要旨は合わせて11件となります。

初めの質問は、豊原住宅について、質問の要旨は5件です。

2023年2月、まだ議員になる前のことでしたが、豊原住宅にお住まいの方より役場から、突然のお知らせで大変恐縮ですがと記載された豊原住宅の今後についての通知文が届き、どうしたらよいのかと連絡をいただきました。

町内にある町営住宅は、長南地区にある西町団地と東地区の豊原住宅、正式名は豊原団地と言いますが、この2つのみ、豊原住宅の廃止がおおむね5年以内をめどにとあり、町営住宅と同じようなところは長南町にはなく、どうしたらよいのか不安で眠れないなど、困っているとの内容でした。

要旨1の質問です。あの突然の廃止の通知から2年半が経過しておりますが、現在はどのような状況なのかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博） 用途廃止につきましては、入居者の方全てが退去されませんと行うことはできません。令和5年2月1日付で入居者の方に転居のお願いをさせていただいた後の状況ですけれども、令和5年中に転居された方は10世帯13名、令和6年度中に転居または亡くなられた方が4世帯4名となっておりまして、現在47戸中、20世帯34名の方が入居されている状況となっております。

以上です。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） 現在47戸中、20世帯34名の方が入居されている状況が確認できました。

そこで、再質問となります。現在の入居者のうち、単身者はどのくらいいらっしゃるのかお答え願います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博） 現在入居されております34名のうち、11名の方が単身者ということになっております。

以上です。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） 20世帯のうち11世帯が単身世帯で、残り9世帯で23人となり、詳細を知ることができます

した。

長年住み慣れた住環境を変えるとなると、11人の単身者には、特に年齢が上がるほど孤立の問題等があり、話し相手がいなくなってしまうという不安を抱え、より厳しい引っ越し先の選択になってしまふと推測できます。

次の要旨2の質問になりますが、町から移転住民への取組はどのように行っているのか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博） 現在、茂原市にございます不動産業者3社より物件の情報提供を受け、入居者の方に紹介をしております。また、隣接の長柄町、大多喜町にございます町営住宅につきましても紹介をしておりまして、内覧を希望される入居者の方につきましては、担当職員が送迎を行い実施しております。

以上です。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） ただいまの答弁より、町としての取組がよく分かりました。

入居者から見て茂原市の不動産業者からの物件となると、家賃の面ではなかなか難しくなりそうだと感じました。茂原市内の紹介だとしたら、スーパーなどが多くあり、交通の便や買物には便利になる反面、家賃だけを比較すると相当な差が出てきてしまうと思います。ましてや、追い打ちをかけるように、今月、9月からまた多くの商品が値上がりをしている状況ですので、余計に引っ越しすことへの不安材料が増してしまい、条件に合う物件探しはさらに大変になると思われます。

町営住宅については、長柄町や大多喜町を送迎つきで紹介されていることから、担当職員が入居者に対して非常に寄り添った取組をしていることだと私は受け取りました。

しかし、見学まで行けたのに移転までにはたどり着けなかった入居者への対応については、何がよくなかったのか、また、具体的な相談を遠慮しないで気軽に話せる体制づくりもこれからはさらに重要なことだと感じられます。物件探しの入居者に寄り添い、ご苦労をされている担当職員におかれましては、ますます負担が増え大変なことがありますが、やりがいのある仕事になるはずです。どうか諦めずに頑張っていただきたいと願うところであります。

続きまして、要旨3の質問になりますが、廃止まであと2年半の期間がありますが、不動産業者や隣接の町営住宅の紹介をしている現状での体制で、廃止まで待つかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博） 転居に前向きに取り組んでいただくため、現在も実施しております個別に転居の希望条件を聞き取ることや、希望条件に見合う物件の紹介を引き続き行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） これからは、長柄町、大多喜町以外の近隣町村の町営住宅にも範囲を広げてみてはよいのではないでしょうか。20世帯に対して情報提供の拡大も必要だと感じております。また、町内の空き家を利

活用できれば、町内での移動となり人口減少には至らずに済みます。したがって、空き家バンクへの取組も併せた再検討を望みます。

次に、要旨4の質問となります。身の回り品や人件費及び資材費など、ありとあらゆるものまで値上がりとなり、物価高騰の波が次から次へと押し寄せている昨今であります。住宅の廃止までのあと2年半を待ち続けていると、さらに物価高騰の波により、解体費用が莫大になると危惧しております。

そこで、解体費用をいかに少なく抑えていくためにも、解体ができるところから取壊しを開始していこうとする計画はあるのかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博） 議員ご質問のとおり、建設関係の工事につきましては、資材や労務単価の上昇から高騰することが予想されますけれども、取壊しを行いますと、跡地の管理に要する費用も必要となることなどから、ある程度、取り壊せる棟がまとまった段階を見込んで計画をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） 確かに、取壊しの跡地の管理のことを考えますと、建物のある現状のほうが、この猛暑でも元気に伸びる厄介な厄介な草などが出ることもなく、入居者の草刈り作業面積は今と変わらず、管理はしやすいと感じました。ですが、取壊しが済んだ現状を見てもらうことにより、入居者の中には、そろそろ期限もなくなってきたことだし、移転先をいよいよ探すぞという考えの一助になればと思った次第でございます。そして、取り壊す判断時期が重要となります。物価上昇の動向も忘れて取り組んでもらいたいと願うところでございます。

それでは、要旨5の質問に入ります。

令和5年の一般質問より、廃止後の土地活用についてのご答弁から、当時の私は廃止のめどを気にもせず、深く考えることができずおりましたが、今では廃止のめどが立っていないからの検討では遅過ぎるのではないかと考えられるようになりました。令和5年から2年もの間に、グリーンラインは茂原まで延伸し、道路網も進化しております。したがって、計画は早めに作成すべきと考えます。周辺地域からヒントをもらいながらいろいろ計画ができるのではないかと思います。

そこで、豊原住宅の廃止後の土地活用をそろそろ決めるべきだと思いましたがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博） 議員ご質問のとおり、令和5年第2回定例会の、議員の廃止後の土地活用についてという質問に、廃止のめどが立った段階で検討していきますというような答弁をさせていただきました。地理的な条件などから、廃止後につきましては住居系というふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） ただいまの答弁の中で、総合的な住宅施策の中で、土地活用にも慎重に検討していくと答弁をいただきました。

今後、町営住宅が廃止となり長南町よりなくなりますと、いざというとき家族連れが直ちに住める家はなくなります。空き家の活用もすぐにはできない現状であると認識しております。そこで、移動可能な建物として、トレーラーハウスの活用はどうでしょうか。これはあくまで一例にすぎませんが、いざというときのためだけではなく、移動が可能なので、幅広く使えるようにできたら、それはそれは使い勝手がよく便利なものと考えられます。

また、豊原住宅の立地場所は、道路網がよいところ、また、高い位置にあるので見晴らしがいいところです。そこで、交流人口を増加させる目的として、キャンプができる場所や宿泊可能な施設などに活用し、とにかく手軽に、このご時世ですので、安価で町外の方が利用しやすい工夫を取り入れるなどすると、道路環境もそろっているので、人気が出てくるのではないかと思います。ぜひ、交流人口につなげていける取組をこれから検討していってもらいたいと願います。

続きまして、2番目の質問事項、デマンドタクシーの拡充についてです。

要旨1の利用者の年齢制限の緩和について伺ってまいります。

デマンドタクシーの利用対象者は、65歳以上の方や障害手帳をお持ちの方など制限があり、7月24日現在の登録者数は961人でした。内訳は、男性が325人、女性が636人でした。2024年3月に小湊バス三川線の廃止など、バス事情もデマンドタクシーの設立時に比較すると、本数や廃止など変化が生じております。そして、町民の中には、65歳未満で免許をお持ちでない方や、バスの時間が合わない、バスが走っていない地域など、少數の方が役場などに出かけるときに困っているという現状を知りました。

そこで、デマンドタクシーの年齢制限の緩和をすることができないのかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） デマンドタクシーにつきましては、平成24年10月より本格運行を開始し、免許返納者や歩行が困難な方などの移動を支援し、通院、買物、バス停留所への乗り継ぎ移動に対応するための導入をしております。

ご質問にもあったとおり、利用対象者については、本町在住の満65歳以上及び障害者手帳1級から3級の交付を受けている方となってございます。

利用者の年齢制限については、緩和等のご意見もございまして、これについては町地域公共交通活性化協議会でも協議を行ったところでございますが、緩和した場合、現在利用している高齢者の方の予約が取りづらくなること、また65歳を過ぎてもまだ車の運転ができることが多いこと、そして、タクシー事業者及び既存の路線バス等の運行状況に影響を与える可能性が大きいこと、また、町の財政負担も考慮させていただく中で、現段階では年齢制限につきましては、従来どおり満65歳以上の方を利用対象者とするということでの対応を考えさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） 年齢制限の緩和を行うことで、高齢者の予約が取りづらくなるのは困ります。それと、タクシーやバス事業者の運行に影響を与えること、これは少人数の方には大変申し訳ないことです、タクシーやバスへの影響は避けなければいけないと思いました。残念ですが、今回の年齢制限の緩和をすることにより様々な支障が出てきてしまう事例を拝聴し、できないな、ちょっと厳しいなと納得いたしました。

続きまして、要旨2の質問になりますが、休日に公民館で催物が行われたそうなんですが、休日のため、デマンドタクシーが利用できず、不便を強いられている方がいらっしゃるということをご相談いただきました。

そこで、休日に町主催の行事が開催される場合にはデマンドタクシーが利用できるよう、利便性向上に向けた検討ができるのかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） デマンドタクシーにつきましては、町内2社のタクシー事業者が、平日のみ1台ずつ運行している状況でございますが、多くの町民の方に休日の町主催イベント等へ参加していただくということにつきましては、地域活性化につながることと考えられるため、昨年、町の一大イベントである長南フェスティバルの開催日は休日でございましたけれども、試験的に運行を行ったところ5組の利用がございました。

このような状況の中で、今後も、休日における町主催行事への参加に対するデマンドタクシーの運行につきましては、利用者ニーズ、タクシー事業者との連携を踏まえた中で、まずは町全体に関わる大規模な行事を中心に行きの要否を判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） ただいま前向きな答弁をいただくことができ、大変うれしく思いました。

休日での町全体に関わる大規模な行事に利用が可能となりますと、町民の皆様には周知徹底が必要となります。変更となったら、速やかにかつ周知の方法もいろいろと工夫をしていただき、デマンドタクシー利用者961人に一人も漏れなく周知が行き渡る取組をぜひともお願いします。

次に、3番目の質問事項となる熊野の清水公園についての質問に入ります。

熊野の清水公園は、町の皆様もご存じのように、花ハスが見事に咲き、自然豊かなところです。昔から長南町の食べるほうのハスは有名ですが、花ハスにも力を入れていた時期があり、早朝よりハスの花を観賞する観蓮会が坂本方面で開催されると、早朝にもかかわらず写真の愛好家などが訪れるなど、盛り上がっていたときがございました。あの頃のことがきっかけとなり、町内で花ハスを見ることが私の中では夏の風物詩となり、泥んこの中から見事に咲いた白やピンクのハスの花を見たいがために、早朝から早起きをして元気に用事を済まして遠回りをしながら、茂原に行っていました。

そして、熊野の直売所があったときには、ブドウやスイカなど丹精込めて作った農産物がよく売れたから楽しかったと、人生の先輩方々からお聞きしたことがあります。農産物を作るのに生きがいを感じ、つらい仕事でも、喜びや楽しさのほうが大きく充実した毎日を過ごされていたと想像できます。

また、近くには名水百選の「熊野の清水」があり、水をくみに大勢の方が来られており、水をくむまでに待ち時間が発生したときもありました。

駐車場やトイレも整備され、熊野の清水公園には藤棚もあり、今年6月ぐらいの遊歩道には色鮮やかなアジ

サイがきれいに咲いている状態でした。藤棚といえば、茂原公園へ今年行ったときにすごくきれいで、大分長く下がっていたりして、ご夫婦で写真を撮られたりという方もいらしたので、またこの藤棚もちょっとポイントになるのかなというところは感じております。

そこで、要旨 1 の質問に入ります。公園の維持管理を伺ってまいりますが、できてから年数が経過している割にはとてもきれいに整備されており、大変うれしく感じております。地元の皆様が主体となり管理されているからなのかなと思いましたが、公園の維持管理業者はいるのかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良） 熊野の清水公園の維持管理につきましては、野見金公園などと同様に観光施設維持管理委託として、町シルバー人材センターにお願いをしております。

以上です。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） 町シルバー人材センターの皆様には、異常気象で酷暑の中、遊歩道などの草刈り作業が大変多くご苦労をおかけしますが、きれいな公園を保つために、さらなる維持管理に努めていただきたいと思います。

熊野の清水公園に6月に行ったとき感じたことなのですが、残念なことに、雑草のガマが結構花ハスのほうに迫ってきているのを見ました。えつ、ガマという感じで帰ってきたんですが、たしかああいうガマというのは、耕作放棄地とかそういうところに結構雑草として出てきているものと思っていたので、熊野の清水にガマが生えているというので、すごく残念に思いました。

要旨 2 の質問に入りますが、ハス田が雑草のガマに占領されそうになっておりますが、それはなぜなのかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良） 熊野の大清水公園内の花ハス圃場ですが、令和元年、令和5年の大雨により土砂がこの花ハス圃場に堆積したことにより、圃場の貯水量が低下し、雨がしばらくないと田面が見えてしまう状況でございます。

なお、ゴルフ場進入路から公園までの間は遊休農地となっており、ガマが繁茂している状態で、このガマの種子が花ハス圃場に入り込み定着・発芽したものでございます。現在は、シルバー人材センターにより、ガマを抜いて花ハスに支障のないよう管理しているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） 大雨被害と遊休農地が原因だと分かりました。手間のかかる作業となりますが、花ハス圃場を守るために、また荒らさないためにも、自然相手で大変ですが、管理の継続を引き続きお願いします。

要旨 3 の質問になりますが、今後の熊野の清水公園をどのようにしていくのか、町の考えを伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良） 熊野の清水公園は、平成16年、17年度に、名水百選である「熊野の清水」を保全するとともに、水を基調とした公園とすることを目的として整備されました。「熊野の清水」からの水を公園へ導き、観賞池及び花ハス等の水生植物の植栽に供給し、下流側水路へ放流しておりますが、完成から20年が経過しており、水路の一部、石積みの水路がありますが、隙間から水が漏れ、本来のはけ口でない箇所から流れ出ているなど、施設の老朽化が見られます。今後は、この老朽化施設を定期的に補修等の整備を行い、維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） 月日のたつのも早いもので、もう20年。自然を求めて来る方は、昔のようには今は多くおりませんが、いないわけでもないんです。20年もたてば老朽箇所が発生して何ら不思議なことではありません。どうか、定期的な補修や整備の維持管理を続けて、きれいなままの公園を維持していただきたい、そう願うところでございます。

それでは、要旨4の質問に入ります。

花ハスの圃場は過去の災害などにより土砂が堆積しているとのことです、現在の管理状況と今後の管理办法はどのようになるのかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良） 現在、熊野の清水公園全体の維持管理業務内容は、園内の広場や散策道の草刈り、サツキ等の花壇の草取りを年6回、池及び花ハス圃場の雑草処理を、同じく年6回実施しております。

今後、花ハス圃場の管理につきましては、ガマのほか外来種の水草が多くなってきていることから、花ハス圃場の堆積土を取り除き、現在ある花ハスを再度植え、管理してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） 花ハスを再度植え替えて管理をしていただくということを聞いて、大変うれしく思います。管理状況などを詳細にご答弁いただき、本当にありがとうございます。

圃場の管理に多くの人手が必要になるのではと思われますが、管理の時期が春先になりますと、草刈り作業も始まり、シルバー人材センターの方々は多忙になるかと思います。そこで、花ハスの植替えにボランティアを募ってみてはいかがでしょうか。自然を好きで熊野の清水公園に訪れる方がいるので、そういうことを事前に知っていれば、もしかしたら大勢の方が来ていただけるのかなとちょっと発想しました。

食べるほうのハス田と同じように、田んぼなんですけれども、相当深ければ無理なんですが、田植と同じように、膝下ぐらいでしたら、条件が合えば、本当に自然がよくて訪れてくれる方には、遊び感覚が半分、また、自分たちが植えたということでまた愛着が湧くのではないかなど感じます。とにかく、また愛着が湧いた方たちは、ハスの花が咲く頃には、どうしたんだろうと気になり、また訪れてくれるのではないかと期待がいっぱい湧いてくるわけです。

もし、花ハスをそのように植え替えをしてスペースがあるようでしたら、時期的にもハナショウブもいかがでしょうか。昔、茂原のひめはるの里にハナショウブがあり、5月のこどもの日だと大勢の方が集まり、ハナショウブを見ながら、コイとかのつかみ取りをしました。さすがにあそこで魚のつかみ取りというのは、清水公園には向きなので、そこはちょっと残念かなというのではありませんが、実はうちの孫がこどもの国に行つたときに魚釣りをやつたら、15センチ、20センチぐらいのが結構取れたんですけれども、私には魚がちょっとつかめなくて、トングか何かを貸してくれたんですけれども、水がきれいな長南町なので、そういうところもいろいろ、魚ではないんですけども、水に関する事業を何か考えていただければ、交流人口で長南町も盛んになってくるのかなと考えられますので、ぜひ皆様、いろいろと案を出して長南町をよくしていただきたいと思います。

検討することばかりを今回多く述べさせていただきましたが、どうぞどうぞよろしくお願ひいたします。

以上で一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（松野唱平） これで3番、鈴木議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時40分からを予定しております。

（午後 2時25分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時40分）

◇ 加藤喜男議員

○議長（松野唱平） 次に、10番、加藤議員。

〔10番 加藤喜男質問席〕

○10番（加藤喜男） 10番の加藤でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

先ほど、一般質問で鈴木議員のほうから熊野の清水の話が出ておりました。私は前からもう何度も聞いたりしたりするんですが、直売所がどうなっているのかということ、今回別に通告しておりませんから聞きませんけれども、なかなか前を通っても直売所が動いている感じが見えないという感じを私は持っています。次回、また機会がありましたら、直売所の状況についてお聞きするかもしれませんのでよろしくお願いをいたします。

非常に暑いときで、我が家でも38度が温度計に出てきましてね、びっくりしておるところでございますけれども、朝や夕に水をまいても花木、草花がしおれてしましますし、野菜にまいても焼け石に水というようなことで非常に苦労しておりますが、今日の天気予報を見ますと、夕から明日あたり、恵みの雨が、野菜を作っている人たちには恵みの雨があつていいなと思っておりますが、また変な何とか降水帯ができて居座られても、これも困ってしまうということあります。農家のほうは、ほとんど稻刈りも順調に終わって、多少雨があつてもいいなということを思っている状況であります。

さて、本町の町民の数は徐々に減りまして、ついに7,000人を割ったというのはご承知のとおりでありますけれども、実際に本町に住んでいる人がこれだけいるわけじゃなくて、6,000人をちょっと超えるくらいじゃ

ないかなと、住所はあるけれどもいないよというようなことで、そのようなふうなことを聞いたこともございます。

今から約10年前の話になりますが、小冊子で「地方消滅」という雑誌が出ました。別の名前で言いますと、東京一極集中が招く人口の急減というようなことで、24万部のベストセラーになったということで、ご存じの方が多いかと思います。最近ですけれども、「地方消滅2」というのが刊行されまして、この本では、自立可能な自治体から、これはもう消滅してしまうという自治体まで9つのジャンルに分けまして、9段階に分けてその本に記されておるところでございます。

ちなみに、本県で本町はこの9段階の一番悪いというところの1個手前の段階に本町はあるんですよということを、その本では書いてございます。本町は、その本によりますと、人口自然減対策が必要であると。さらに、社会減対策が極めて必要であると書いてありますが、ちょっと僕もよく分からんんですが、そのような9分類あるうちのラス前の分類されている自治体は、本県でほかに21あるというふうに記されております。一番、9分類の9に該当してしまいますが、その本によりますと銚子市だということで、非常に危ない市だということになっておりますし、自立可能であるというふうに記されておるのは、その本では印西市と流山市ということで、この2つは何とか将来的にもまだ余裕があるというようなことで書かれております。

先ほどのとおり、本町は9ランクのラス前の8番目にあるということでありますけれども、この8番目にある自治体が、全国で545あると、割合でいきますと全国の31%ということで、545の中に本町も入っておるということであります。

参考ですけれども、21自治体があるということで書いてございますが、この中にもランクが、順番が書いてございます。評価がよくない順に書いてある表があるんですけれども、それを見ますと、何とトップが長南町ということで、長南町がランク8の中のベストワン、これ県内の話ですけれどもね。次に九十九里町、長柄町、芝山町、鋸南町、山武市、栄町、八街市、東庄町、富津市、香取市、匝瑳市、大多喜町、神崎町、白子町、多古町、いすみ市、勝浦市、南房総市、横芝光町、御宿町ということで、この21のトップに君臨しておりますのが本町だというふうにその本では書いてございます。詳しくは、売っておりますので、「地方消滅2」という本をお買い求めいただければよろしいと思います。

この本の中に、2050年、25年後になりますけれども、若年女性人口というふうな記述がありまして、何歳ぐらいまでを言うのかなと読み取りますと、15歳から29歳ぐらいを若年女性人口というふうに記されております。これによりますと、本町は2020年、5年前の話ですが、7,192人の人口がいましたと、その中に若年女性、15歳から29歳までが422人いたということを書いてあります。それが、2050年には、人口が3,192、若年女性が117人、長南町で117人に減るということを予想しておるわけであります。これ何で、長南町がこの21の中でのトップになったかと書いてございますが、要は442人が2050年には117人に減っちゃうというこの減少率がマイナス72.3%ということで、これが一番数字が多くて、その減少率で順番に並べていったら長南町が一番上になっちゃったということであります。

憂慮すべき事態にあるわけでありますと、このままで策を施しませんと、多くの自治体が消滅といいますから立ち行かなくなってしまうと。ひいては日本国が立ち行かなくなってしまうという状況にあるというふうに書いてあります。

人口の減少問題は、これ一市町村・自治体でどうこう言ってもこれは限度があるわけで、国の施策によっていただかなければいけないということあります。

前回の議会だったと思いますけれども、私は、日本のある国政政党が、日本の人口減少対策に、子育て・教育関連費用に利用できる給付金をゼロ歳から15歳まで毎月10万円出しましょうというようなマニフェストを掲げた政党がございました。子供が3人いれば、ゼロ歳から15歳まで毎月30万です。これお金が非常にかかるんですけれども、概算した数字を見ますと、年間で12から13兆円ぐらいかかるんだというようなことであります。これこんなに金どこにあるのということになりますけれども、このくらいのことまでドラスティックなことを考えていいかないと、このまま放っておいても人口減るしかないですから、お子さんの手当を国がちゃんと見て、子育てに不安のないようにどんどんしていかないと日本はなくなってしまうと。我々あと20年も生きませんからいいんですけども、孫子の時代に日本がどうなっているかということを皆さん頭の中で考えますと、いても立っていられなくなるんじやないかなということを思っております。

ひとつこの辺の人口減少問題も、議会でやっぱりここで、議会でも十分協議、勉強しまして国等へ意見書を出せるぐらいのことがあってもいいのかなと。自治体の長が出してもいいと思いますけれども、そういうことをやっぱりしていかないと、このままでじり貧でいきますと、我々の子・孫の時代はどうなっているか分からぬというふうに思う今日この頃でございます。

○議長（松野唱平） 加藤さん、すみません、10分過ぎましたので一般質問に入りませんか。

○10番（加藤喜男） もうちよつと、もうすぐです。

千田のヤックスとコメリの前にパチンコ屋があって、私あそこを町が借りて直売所でもやってみたらどうなのという話をした記憶があるんですが、最近の情報によりますと、もう借手ができたという感じがありまして、いいんですけども、どうも見た人に聞きますと、外国人の方々がいたというようなことも聞いています。あそこは場所が非常によろしくて、ヤードか何かになってしまふのかなということで、そういう状況にあるということで、409号線沿いにヤードができるのもいかがなものかなと思いますけれども、そういう状況であったということをお話しておきたいと思います。

さて、議長からも催促がございましたので進みますが、初めに、マイナンバーカード、マイナ保険証の状況についてお聞きするということで通告をさせていただいております。

2015年に全国民にナンバーが割り当てられました。翌年の2016年にマイナンバーカードが発行されたと。国は、このカードの普及を図るために2回のポイント還元ということで普及促進を図り、約8割の方がマイナンバーカードをつくったと。そういう状況ですが、最近今聞いた話によりますと、現在のこのマイナンバーカードを廃止して新たな名前のカードをつくるというようなことも耳にします。新しいカードの名前は知りませんけれども、このマイナンバーカードという名前が悪いというのも一つ、改正、改定の理由があるよう聞いております。

新たなカードでは、名前が漢字表記のほか、ローマ字で、片仮名で、生年月日が、西暦も入るのかな、西暦でいく、性別は記載しないと。4つある暗証番号を2つに直したいと。4つも番号があつたらそう覚えていられませんよね。それを、本当は1つぐらいでいいんですけども、統合するようなことを言っています。性別を記載しないというところはちょっと引っかかるんですがね、何で性別を記載しないのかなということで、性

別は記載すべきではないかと思っておるところであります。

一方、マイナンバーカードに組み込まれるマイナ保険証を申請した方は、カード所有者の8割ということも聞いております。このことから、マイナ保険証を持っている方は6割、人口の約6割の方がマイナ保険証を持っているという計算になるわけです。残りの4割の方は、従来どおりの、今ちょっと過渡期で変わっていきますけれども、マイナ保険証、紙のものを使っているというわけなんでしょう。

そこで何点かお聞きするわけですが、本町におけるマイナンバーカードの取得の状況、マイナ保険証の取得の状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

松崎税務住民課長。

○税務住民課長（松崎文昭） 本町のマイナンバーカードの保有率は、7月末現在80.7%となっております。

以上です。

○議長（松野唱平） 長谷健康保険課長。

○健康保険課長（長谷英樹） マイナ保険証の関係につきまして私のほうから答弁させていただきます。

デジタル庁のホームページによりますと、令和7年7月31日現在、全国の健康保険証の有効登録率は86.6%となっております。長南町の状況につきましては、社会保険に加入している方の状況は分かりませんが、長南町の国民健康保険、それから後期高齢者医療保険のマイナ保険証の取得状況につきましては、令和7年7月末時点での国民健康保険は74%、後期高齢者医療保険につきましては、5月末時点となりますけれども、76.1%でございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございました。国よりもちょっとマイナ保険証のほうの取得率は高いのかなということでおいいんですかね。とはいっても、これ国保と後期だったかな、を言っているわけで、全体としてはちょっとまだ数字が出てこないということだと思いますが、非常にこれ年配になると、申請も使い方も難しくて往生するわけなんですけれども、もうちょっと何かいい方法があればいいと思いますけれども、やっぱり時代の流れでそういう方向に行かざるを得ないというのは分かります。

2つ目に、先ほど僕も話しましたが、新しいマイナンバーカードが何か考えられているということのような話を聞きます。この辺のもし情報が分かればお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

松崎税務住民課長。

○税務住民課長（松崎文昭） 次期個人番号カードは、国民に親しまれるカードとするため、呼称の変更も含め2026年度の導入を目指して、国において検討が進められております。

現在、具体的な導入時期、また詳細な仕様につきましては、まだ最終決定はされておりませんが、検討されている主な項目といたしまして、券面の記載事項とデザインの変更でございます。性別が非表示となり、氏名の振り仮名やローマ字、生年月日の西暦表記が追加され、誰もが持ちたくなるような魅力的なデザインとなる予定です。また、電子証明書の有効期限が現行の5年から10年へと延長され、それに伴い、高度な暗号技術へ

の移行が進められ、暗証番号を入れ間違えてロックがかかっても、自分で解除できる仕組みを追加するとしてございます。

カードの切替え時期につきましては、次期カードの取得を推奨し、速やかに次期カードへの切替えが進むよう国において検討しておりますことから、電子証明書の更新時等において切替えが可能になるかと思われます。以上でございます。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございます。大体の感じが分かりますが、1つ追加でお聞きしたいと思ったのは、これは切替えが5年と10年とか、5年が10年に変わるのかな、保険証もそうですけれども、いずれも期限がどこかであると。その期限が来た場合に、今の例えれば保険証だと自動的に送られてきたり、毎年送ってきてくれましたけれども、今後この切替えは、本人が窓口に行かないと、今もそうかな、できないということでしょうか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

松崎税務住民課長。

○税務住民課長（松崎文昭） 今ご質問のありましたマイナンバーの更新、切替えの関係でございます。

まず、現在におきましては電子証明書の有効期限が5年ということで、こちらにつきましては、電子証明書の発行から5回目の誕生日になります。こちらにつきましては、4桁の暗証番号を含む、英数を含む暗証番号もそうなんですが、そちらにつきまして、5回目のお誕生日が来た場合には役場の窓口のほうにお越しいただいて、専用の端末で電子証明の更新をしていただくというのがまず1点であります。

現在のマイナンバーカードの有効期限自体が10年となっておりますので、こちらにつきましては、誕生日の大体二、三か月前に国の方から有効期限が近づいておりますという文書が出ますので、そちらのほうをもって10年後、切替えをしていただくというのが現在の状況でございます。

今後につきましては、次期個人番号カードの更新時期等を含め、一応10年に最大延長されるというようなこととなっております。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 分かりました。年寄りが10年たつといなくなっちゃうのであれかと思いますけれども。マイナ保険証のトラブルが何かあるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

長谷健康保険課長。

○健康保険課長（長谷英樹） 令和6年12月2日以降、今までの保険証に替わり、マイナ保険証が資格確認書のどちらかで医療機関や薬局を受診していただくことになりましたが、今のところ大きなトラブルがあったという情報は聞いておりません。

なお、全国の医師や歯科医師で構成される全国保険医団体連合会で実施した調査結果によると、主なトラブル事例として、住所や名前などの文字コードがうまく変換されなかつたため、黒丸で表示されたり、カードリーダーの接触不良や認証エラー、それ以外にはマイナンバーカードの有効期限切れなどが挙げられていました。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 分かりました。いずれにしても年配者は結構厳しいなというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

これ私もまだ紙の保険証で何とか送られてきましたけれども、これをそのまま放っておく、放っておくと言ったらおかしいですけれども、マイナ保険証をつらなかつた場合はどうなつちやうか分かりますか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

長谷健康保険課長。

○健康保険課長（長谷英樹） マイナ保険証を持っていない方に交付される資格確認書のことだと思いますが、マイナンバーカードの取得やひもづけにつきましては、あくまでも任意であり、強制ではございませんので、資格確認書の交付枚数は減少していくものとは考えておりますが、マイナ保険証を持っていない方につきましては、引き続き資格確認書を交付いたしていきます。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございました。時間がたって解決するんだろうと思思いますけれども、いいや、次に移ります。

企業誘致の状況についてということでお出ししております。

人口も先ほどのとおり7,000人を切って、もうすぐまた6,000人切っちゃうかもしないという下降の一途をたどっておるわけでございます。町を盛り上げるには非常に厳しい状況にあるということは、多くの方々も分かっておると。

このような中で、町に企業を誘致して活性化しようということは一つの策としてあるわけです。町長は、この春に施政方針演説で、西部工業団地計画跡地、空港代替地、耕作放棄地の活用も視野に入れて取り組んでいくという方針を我々に示してくれました。状況についてお話しできることがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

小澤企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（小澤元晴） 西部工業団地計画跡地につきましては、現在は3者から開発の相談をいただいておりますが、相談の初期段階であることから、それぞれの事業者に対して、早期に計画概要及び土地利用計画図の提示を求めて調整を図っているところでございます。また、空港代替地につきましても、1者から開発の相談を受ける中で調整を図っているところでございます。

いずれの事業におきましても、現状では計画が煮詰まっていないため詳細を申し上げることはできませんが、できるだけ早い段階にお示しできるように取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございました。今の確認ですと、西部工業団地跡地に3者があると、来てい

る。それから空港代替地に1者から来ているということで、何者か来ているということで、内容によってはいい話になるのかもしれませんね。ありがとうございました。

一つ確認しますが、西部工業団地計画跡地の現在の3者という中に、町長が前から取り組んでおりました農業をあそこでやるという、ちょっと名前は忘れましたけれども、その会社はこの中にまだ入っているのか、入っていないのかちょっと確認させてください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

小澤企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（小澤元晴） 今ご質問をいただきました事業者につきましては、ただいま申し上げた3者には入っておりません。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 分かりました。4者になっていないんだから入っていないということであると、この会社、さきの計画はフェードアウトしたということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

小澤企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（小澤元晴） 事前にご相談いただいた1者からは、その後はちょっと相談のほうが進捗がございません。このような状況でございます。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 分かりました。いろいろ話があるでしょう。費用対効果とか、本当に公害の問題とか、何せあまり町の人が、働く人がもういないわけですからね。私は前から西部工業団地は、もう刑務所が何か誘致したほうがいいかなということを言っておりますが、なかなかこの刑務所の誘致も、希望者が全国で多いらしくて、とはいっても、刑務所もだんだん古くなりますからね、建て替えとか必要になる時期が来るんでしょう。いろいろな犯罪者も増えてくるので、この辺私はそんな考えを持っていましたということで、一言語させてもらいました。

もう一つお聞きしていましたのは、長南茂原インター周辺の開発を何か考えたほうがいいんじゃないかなと私は思っておるわけであります。高速道路やそういう施設のない自治体、海岸のほうの自治体とかいろいろ自治体はいいなと、そういうところがあつて何か活用できるなということをいろいろ羨ましがられて話を聞いたりすることがございます。

多少の凸凹はありますけれども、木を切ってしまえばこの辺の山なんていうのは丘のようなもので、山というのはおこがましいというような地形なんですが、何かいいプランがないものか、この際、一回お聞きしておきたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

小澤企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（小澤元晴） インターチェンジ周辺の開発についてでございますが、町では、県の地域づくり課や企業立地課と連携・情報共有を密にするとともに、インターチェンジ周辺への進出企業のあっせんを強

く要望いたしまして、開発の進出・推進に努めております。

しかしながら、現状ではなかなか手を挙げる企業が見つからない状況となっておりますが、とはいっても、高速道路インターチェンジ周辺という立地条件の強みを生かし、引き続き、県と協力して企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） なかなか、手を挙げてあの辺を開発して何かをつくるという企業はいないと、まあ、いないかもしませんね。

今の回答のとおり、インターチェンジ周辺ということで、場所は非常にいいと。ただ平地じゃないということで、真っ平らにしなくてもいいわけですけれども、やっぱり夢を見る一つとして、あの辺の地図を上から俯瞰して見ながら、線を引いてみて、これを切っちゃおうとか、これをやってみようとか、この辺が使えるねとか、何か夢のある作業があってもいいんじゃないかなと。町が土地を買収しても、私は別に、できるのであれば買収しちゃって、あとはほかに買われるよりも先に買って、また町がどこかにあっせんするというようなことを、ぜひとも考えていただきたいなということを思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。終わります。

次に、町活性化に係る支援事業の状況についてということでお出ししております。

今回お聞きしますのは、町の活性化を図ろうとする3つの事業、1つが、長南町U I Jターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金の関係。それから、長南町若者定住及び三世代同居促進奨励金の事業。それから、長南町結婚新生活支援補助金の3つについて、どの事業も知恵を出して練った事業であると思います。おのこの内容と状況を3つですけれども、お聞きします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） まず、長南町U I Jターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金でございますけれども、こちらにつきましては、長南町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び千葉県まち・ひと・しごと創生推進交付金計画に基づきまして、本町への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から本町に移住した者で一定の要件に該当する者に対し支援金を交付するものでございます。支援金の額につきましては、単身世帯の場合につきましては60万円、2人以上の世帯の場合は100万円で、18歳未満の世帯員を帯同した場合は100万円が加算されます。こちらにつきましては、令和6年10月より事業実施しておりますが、現時点では申請件数がゼロ件となっております。

次に、長南町若者定住及び三世代同居促進奨励金でございますが、町の定住人口の増加及び高齢者のみの世帯の抑制を図りながら、地域の活性化に資することを目的とし、本町に住宅を取得し、当該住宅に定住する者に対し交付するものでございます。交付対象者につきましては、45歳以下で10年以上居住の意思のある者となっております。奨励金の額は、新築の場合が70万円、中高の場合が30万円であり、加算金として、町内建設業者が新築した場合は50万円、町外からの転入、同居する18歳未満の子がいる場合、また、同居する親がいる場合は、それぞれ1人につき10万円の交付が受けられ、200万円を上限としております。こちらにつきまして、実績としては毎年10件程度の申請がございまして、令和6年度については、9件に対し830万円の交付を行い、

うち転入が6件であり、世帯員30人のうち子供が11人となってございます。

そして、長南町結婚新生活支援補助金でございますが、経済的な理由で結婚に踏み出せない若年層の婚姻に伴う新生活を支援することにより、婚姻に伴う経済的負担の軽減を図り、地域における婚姻数の増加及び少子化対策の強化に資するため、新たに婚姻した世帯に対して支援補助金を交付するものでございます。対象者につきましては、39歳以下かつ世帯所得500万円未満の世帯でございまして、対象費用につきましては、住宅のリフォームまたは賃借に要する住居費及び引っ越し費用といたしまして、夫婦ともに29歳以下の場合は60万円、39歳以下の場合は30万円が上限となってございます。本補助金につきましては、令和7年4月より開始をいたしました。4月の広報や町ホームページにて周知をしておりますけれども、現在の申請状況につきましてはゼロ件となっております。しかしながら、町の活性化に向け、引き続き周知を行いまして、活用促進を図っていただけるようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 分かりました。三世代同居促進奨励金については実績が出てきていると。あと1番目と3番目はまだ新しいですからね、まだということあります。頑張ってもらいたいと思いますけれども、今、町のホームページでPRをしているというふうにたしか課長おっしゃったんですけれども、まだほかに何かないですかね、PR方法がね。何かどこかCMで、ユーチューブの中に入ってくるとか、若い人たちが見ているものの中にPRが入って、あまり町の広報も、というか町外の人を集めたいということを考えれば、町外にやっぱりアピールしていく施策を取らないといけないんじゃないかなと思っていますので、その辺ちょっとまたいい事業だと思いますので、十分検討して、効果が出るようにひとつ頑張っていただきたいと思いまして終わりにします。

次に、買物支援事業の状況についてということで、これは社会福祉協議会がやってくれていて、町がそれに今何かやっているということであるようですが、町の社会福祉協議会では、生活用品等の買物に不自由な人を対象にして、近隣のマーケット、お店に連れていってあげて、車に乗せていてあげて買物をしてもらうと。終わるとまた帰ってくる、届けてくれるということで、町はこの事業に金銭面で社会福祉協議会に支援をしているということで、私この事業は非常によろしいと個人的には思っているんですね。ドア・ツー・ドアというわけじゃないですけれども、免許のない、返納したお年寄りたちが、どこか近隣のところに行って物を買って、週1回だとすれば1週間分ぐらい買ってきて冷蔵庫に入れておくということでですね。昔は冷蔵庫なかったわけですけれども、今は冷蔵庫で冷やせますから1週間ぐらいはもつかもしれません。

この事業の概要と、利用者数、町からの支援状況についてお聞きします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） 買物支援事業については、平成28年度から実施している介護保険地域支援事業の生活支援体制整備事業の一環として、町が社会福祉協議会に委託し、実施しているものでございます。生活支援事業の実施に当たりましては、平成30年度に実施したアンケート調査結果から、特に買物に不便を感じている高齢者を対象に実施することになり、令和元年度からふれあい買物ツアーアとしてスタートいたしました。

開始後、令和4年度までは月1回の実施でしたが、令和5年度からは月2回、第1・第3火曜日に回数を増やし、令和7年3月末現在の利用申込者は14名でした。令和7年度からは、利用者の利便性向上のため、月4回、毎週金曜に回数を増やし実施しております。

買物ツアーハイライトは、ワゴン車2台により利用者の自宅付近まで迎えに行き、行き先は、第1・第2金曜日は大多喜町のオリブ、第3・第4金曜日は睦沢町のカスミ、ヤックスへ行き、商店での買物支援を行うもので、おおむね60分程度の買物時間内に食料品や日用品、衣料品などを買ることができます。買物が終わったら自宅付近まで送り終了となり、時間は、おおむね午前9時から正午までとなっております。

なお、現在の利用申込者は21名で、ドライバーなどの有償ボランティアは14名、ドライバーで8名、付添い6名にご協力をいただいております。

利用の流れといたしましては、社会福祉協議会に申込みの連絡をしていただき、職員が訪問し、保険加入等の手続後、申込みの翌月から利用できます。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 保険加入というのは、保険の目的は何かしら。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） けが等の保険ということで加入をさせていただいております。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 車に乗っているときとか、降りてから中でどこかこけたとか、そういう保険と考えてよろしいですかね。

今お聞きしましたところ、だんだん頻度が増えてきて、月4回、平均すれば毎週1回の金曜日ですか、午前中ということで、なかなか僕はこれよろしいと思うんですよね、週1回あればいいでしょう。先ほど21名でしたっけ、登録、これ登録して、それで今週行きたいということで連絡をもらって運びに行くんだろうと思いますけれども、どんどん、PRもしていると思いますけれども、これ私は非常によろしいと思っているものでありますので、ひとつ頑張ってやってもらいたいと思うんですよね。

以前聞きましたけれども、これどのぐらいかかっているのと言ったら、町は補助金出しているけれども、これだけに出しているわけじゃなくて全体で出しているから、これだけの分は分からないということで、たしか回答もらっておりますんですけども、よく精査して、この事業、先ほどのボランティアさんにはお金払わないからボランティアですけれども、その辺よくまた精査していただいて、前向きにこの事業は取り組んでいただければなと思いまして、今回質問をしました。終わります。

次に、西消防署の有効活用ということで、人の持ち物を有効活用しちゃいけないんですけども、あの消防署はもう古うございまして、耐震の問題もあろうかとは思いますが、あの反対側の昔のシロカゼ商店さんの後ろの土地がもう買収できておりまして、今あそこで測量を、くいを打ったりいろんなことをやっていましたけれども、もう場所は決まったということで、何年かたちますと、あそこに立派な長南町の消防署ができるということあります。

その後、西消防署分遣所の建物をどうするかということで、先ほど耐震の問題もあるという話も僕も知っていますから話しましたが、広域があれを壊して、反対ですから、前の消防署と一緒に使うという、車を置いたりとかいろいろできますのでね、ありますけれども、もし広域が売るよ、出すよ、貸すよということだよね、もし広域が、議長なんかにまた広域に行って聞いてもらう話なんですけれども、もしあれば、あそこに入りが住むわけじやありませんからね、何か今救急車とか消防車が入っているスペース、非常に屋根があつて、地震で上から落ちるかという心配もありますけれども、住むわけじやないのですから、何か有効な活用に使わせてもらえないかなと思いました。白子町だか海岸のほうに行ったらどこかもっと消防署のような感じだけれども、民間が使っているなというところがどこかに、海岸線の元の消防署があったと思うんですよね。あれはもしあったとすれば広域が了解をして貸したか何か多分しているんでしょう。直接貸したか、町を経由しているか分かりませんけれども、そういう事例もたしかありそうな気がしましたですから、この辺、町に優先的に、もし使わないのなら貸してもらうことができるかどうかということの質問をしました。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 現在の西消防署の土地・建物は、長生郡市広域市町村圏組合の所有となっております。また、西消防署は昭和47年の建設でございまして、築53年が経過しております。耐震診断での基準も満たしていないため安全性を確保できていないことから、再活用するとの考えは想定されておらず、新たな場所に新築を行うこととなっております。

このことから、安全性を確保できない施設でありますので、町でも現在活用することは考えておりません。以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 了解しました。あそこに耐震補強をするというと、もう金かかってあれなんですけれども、ただあの水が落ちないスペースが、何か直売所みたいのがつくれるかなと、何かできるかなというような感じを思ったのでお聞きしました。

また、議長も広域に行きましたら、その辺また聞いてみていただければと思います。終わります。

最後に、学校におけるスマートフォンに関する指導状況についてということで、学校教育課にお聞きするわけでございます。

スマホはインターネットにつながる大変便利なもので、要するにコンピューターですから、いろいろな検索、ゲームができるわけでございます。考えによつては、小さい機械ですけれども、いつも百科事典を持って歩いているようなもので、何か分からぬことがあつたらすぐ聞いてみれば、それなりの答えが出てくるし、最近はA Iでいろいろな、向こうも機械が考えて面白い答えを出しててくれる機能がついてきたわけであります。ですから、扱いようによつては非常にこれ便利で、教育に役に立つというのは分かるわけでありますけれども、使い方を誤るという言い方はおかしいですけれども、悪い使い方などをしてしまえば、また違うほうにも使える機械だと。この問題は今さらの問題ではなくて、以前から取り沙汰されている問題で、これはパソコンに限らず、タブレット、これも同じですからね、ちょっと大きいだけで内容は同じですから、タブレットを持っているのも同じ考えになりますけれども、最近の状況をお聞きしたいと思って今回質問を出しました。

物のあれによりますと、1日に2時間以上スマホでゲーム等をやりますと注意が必要だということ、また5時間以上使っている人もいないこともないと思いますけれども、あまり使い過ぎますと生活に支障が出る可能性はもう十分あるし、想定はできるわけでございます。

今さらまたここで聞くのはあれですけれども、最近の、近々の状況、どういう指導をしているか、どういうふうになっているか、学校教育課、学校関係の状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三ツ本教育課長。

○教育課長（三ツ本 勝） 携帯電話やスマートフォンなどの利用をめぐっては、様々な懸念される問題があり、児童・生徒の人間関係づくりや生活スタイルの面にも大きな影響を与えることが危惧されます。そのために、学校現場では、対症的な指導ではなく、児童・生徒自身が思考、判断、行動するという視点に立った積極的なモラル指導を推進していく必要があります。また、子供たちに携帯電話などを購入している保護者に対しても理解をしてもらうことが必要です。そのために、情報モラルについては技術・家庭科や道徳をはじめ各教科で扱い、被害者とならない、加害者とならない、加害行為に手を貸さないという点に留意しながら、適応できる能力を身につけさせるようにしております。

また、学校にて全校児童・生徒を対象にスマホの安全教室などを行っており、その他、全校集会の場にて注意喚起などを行っております。保護者に対しても、携帯電話の扱い方に関する講演会を開き、参加してもらっています。そのほか、県庁の県民生活課による青少年ネット被害防止対策事業、ネットパトロールといいますが、に登録・活用し、特定されるような書き込みなどがあった場合には教育委員会へ連絡が入るようになっており、各学校へ早急に連絡、対応を促しておるという状況になっております。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） もしデータをそこに持っていればお聞きしますけれども、前からも聞いておりますが、現状、最近で小・中学校児童・生徒のスマホ保有率、何かデータありますか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三ツ本教育課長。

○教育課長（三ツ本 勝） 中学校のところで押さえておりますと、基本的には自分専用のタブレットまたはスマートフォンを持っているという者が大体88%になります。そのほか、親など誰かと一緒に使っているというところの部分で大体5.6%、全く持っていないという生徒につきましては6.7%というところであります。ですので、ほぼほぼ持っているような状況となっています。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 通告でこれ聞くよと言っていなくてごめんなさいでしたけれども、お答えありがとうございます。全く持っていないのが6.7%ぐらいまだいるんだということが今回分かりますけれども、これ中学校でよろしいですね。使えないわけじゃなくて本人の意思かもしれませんしね、こういう人もいてもいいかなと思いますけれども、これもあれですけれども、今、学校、中学校でいいです。学校に持ってきてよかつ

たんでしたっけ。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

三ツ本教育課長。

○教育課長（三ツ本 勝） 基本的には持ってきてはいけないものという形になっておりますが、保護者の判断により学校のほうに申請があり、どうしても持つていきたいというところの申請があれば、そちらについて確認をし、承諾するという形になっておりますが、基本的には、朝来たときには必ず職員室に預けて、帰りにまた持たせるような形。ですので、登下校時とかで使用したいとかいうところの部分だと思います。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） よく分かりました。登下校の問題で、これは児童・生徒の安全を守る一つの道具になりますから、非常に有効に使えば非常に便利なものだということで分かりました。

学校に来て、置いて、また帰りに持つていくということで、変な話、授業中は職員室にあるんですけれども、これは待ち状態といいますか、電源は入って、何か鳴れば鳴るということで置いてあるんですか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

三ツ本教育課長。

○教育課長（三ツ本 勝） こちらのほうにつきましても、子供たちに事前に必ず鳴らないような状況でこちらに持つくるようにということで指導しておりますので、基本鳴ることはございません。なおかつ、すみません付随して言いますと、基本は一括してしっかりとこちらで確認をして、しっかりと鍵が締まるようなところの部分に置いておくような形になっております。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 鳴らないようになっているということで、それもいいんですけども、鳴ってもいいのかなという気もしないこともない。鳴ったのを事務員さんとか教務主任とか、何かいる人が、見て何かあってもいいかなと思いますけれども、鳴らなければそれが一番いいかと思いますけれども、今聞いたかな、持つくる生徒のパーセンテージはどれぐらいですか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

三ツ本教育課長。

○教育課長（三ツ本 勝） 現在のところは、そちらを私のほうでは把握しておりませんが、基本的には持つきていないという状況です。今年度につきましては持つてきていないと。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございました。ちょっと予定にもないようなことを聞いたら非常に迷惑だったと思いますけれども、先ほどのとおり、非常に便利な機械で、これを使いこなせるのはそういう若い人たちだけになっちゃって、我々年寄りはなかなか使いこなせなくて往生しておるわけですけれども、使えば使つただけいろんな知識も入る非常に便利なグッズで、すぐ英語に変換してくれたり、英語をしゃべってくれたり、こんなことは我々の時代、教育長の時代は考えられなかった時代でありますけれども、それがすぐ知識

となっていけば、また幅広い知識を持った子供ができるのかなと思っております。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松野唱平） これで10番、加藤議員の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日9月4日の本会議は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでございました。

（午後 3時36分）